

総務企画常任委員会

令和3年9月3日（金曜日）午前11時50分開会

出席委員（9名）

委員 長 山形 紀弘
委員 鈴木 秀信
委員 相馬 剛
委員 中村 芳隆
委員 玉野 宏

副委員 長 中里 康寛
委員 星 宏子
委員 鈴木 伸彦
委員 山本 はるひ

欠席委員（なし）

出席議会事務局職員

書記 飯泉 祐司

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1)9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2)その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時50分

◎協議事項

○山形委員長 9月定例会会議における委員会の運営、付託予定議案、日程等について、事務局から説明をお願いします。

事務局。

○飯泉書記 じゃ、すみません、私のほうも着座にて説明のほうさせていただきます。

まず、本定例会のほうで、当委員会のほうに付託された案件についてということで、いつもの資料になるんですが、配らせていただきましたので、御覧ください。

総務企画常任委員会のほうに付託される予定の議案のほうになりますが、3件になります。

議案第76号 費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第77号 市税条例の一部改正について、あと、79号の那須地区広域行政事務組合の規約変更について、こちらの3案件になります。

また、予算のほう、予算常任委員会の第一分科会としましては、一般会計補正予算第5号のほうと、あと、温泉事業特別会計のほう、こちらのほうが案件としてはある形になってございます。

また、決算になりますが、決算のほうにつきましては、第1号から第5号までの決算認定案件ということになってございます。

また、今回、請願・陳情のほうが全部で3件上がってきているという中のうち2件、請願が1件と陳情が1件、こちらのほうが当委員会のほうに付託される予定ということで、議会運営委員会のほうでは決定しているところでございます。

こちらについて審議する日程になりますが、案のほう、今、お配りいたします。

今、配らせていただきました日程案になりますが、まず、初日13日になりますが、こちら、会場

のほう議場を予定しております。また、いつものようにインターネット中継入りますので、13日、毎度のことですが、ちょっと発言等々御注意いただいたほうがよろしいかなというところになります。

まず一番最初に、請願・陳情の審査でございます。請願第1号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求めるための意見書を国会及び政府への提出を求める請願ということになってございます。

また、陳情第3号のほうで、国に対し刑事訴訟法の再審規定、再審法の改正を求める意見書の提出を求める陳情ということになってございます。

この後なんですけど、こちら2件につきまして、提出者のほうに説明を求めるかどうかということも御審議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

こちら、請願・陳情のほうの審査を終わりましたら、企画部の案件のほうを13日には行う形になります。

企画政策課、デジタル推進課、秘書課と市民協働推進課、そして、那須塩原駅周辺整備室、こちらの審査も行いまして、一番最後に選挙管理委員会のほうの審議を行うというふうなことで、スケジュールのほう組ませていただいております。

続きまして、その翌日になります。14日になりますが、今度、こちらでは、総務部の審査のほうということで入れさせていただいております。

総務課、財政課、契約検査課、課税課、収税課というところ、また、会計課と議会事務局のほう2日目に配置させていただいております。

例年ですと、2日間で終わらせているところなんですけど、今回ちょっとZ o o mを使うということもありまして、支所のほう、通常ですと1日目と2日目の頭に持ってきているところなんですけど、そういうことであれば、支所のほうがよろし

いのかなということ、3日目Zoomでということ、スケジュールのほう入れさせていただきました。

また、戦略推進局のほうなんです、ちょっと副市長のほうのスケジュールが1日目、2日目、都合がつかないというところで、3日目にしてほしいということでの御要望ございましたので、3日目、9月15日の一番最初に戦略推進室のほう予定させていただいてございます。こちら決算だけです。

そちらを終わりましたら、塩原支所のほう、総務福祉課と産業観光建設課、こちらをやりまして、その次に、今度、西那須野支所のほうの案件に入りまして、総務税務課、市民福祉課、産業観光建設課というようところで、審議のほう行うというようところで、案のほう作成させていただいております。

また、議場のほうで行う日になりますが、座席表のほう、前回同様になりますが、今、ちょっとお配りさせていただきます。

大体、いつも皆さんお座りいただいているところで、玉野委員さんだけ隣にずれていただくような形かなと思いますので、こちらの案で提出させていただいております。

また、Zoomの関係ですね、今回行うというところで、昨日なんです、正副委員長会議のほうございまして、そちらで話し合われた資料についてお配りさせていただきます。

Zoomで開催するということで、ちょっと注意点というところが幾つかありますというふうなところになっております。

上から説明させていただきますが、どうしてもタイムラグが出るというところで、委員長はいつもよりゆっくり進行してくださいということが意見として出ております。どうしても二、三秒程度

はずれてしまうかなというのがちょっと経験則になります。ありますので、ちょっと反応が遅れることがありますので、そちら御注意いただければというところ。

また、異議、質問がある場合には、ミュート、基本皆さんミュートで参加していただく形になりますが、ミュートを解除していただいて、「委員長」ということで発言のほうしていただければと思います。

発言に関しましては、指名をされた委員については、簡潔に発言してくださいということと併せてミュートボタンの解除を忘れずお願いしますというところ。

また、発言はマイク通します。どうしても聞き取りにくいことというのがある場合があります。そうした場合は、発言を求めまして、「もう一度発言お願いします」ということで要望していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、ハンドサイン、オーケーマーク出すと思いますが、やはりこれも委員長、副委員長におかれては反応がどうしても遅れるというところありますので、ちょっと長めに、心持ち長めに出していただけると助かりますというところ。

ちなみになんです、こういうふうに立てた状況ですと、カメラ左の端にございますので、ここに見られるようにしていただくと、多分分かりやすいかなと思いますので、よろしく願いできればと思います。

あとは、御自宅にWi-Fi環境がない方、玉野議員がそうかと思うんですが、市役所のほうのフロアのほうでも参加できるようにというふう、その場合はなっております。参加する場合、基本は自宅、事務所等々で御参加いただくというところなんです、その場合につきましては、人が

集まるお店とか公共の場所、今、図書館とかでもWi-Fi取れるようになっていますが、そういったところでの御参加というのはちょっと御遠慮いただければなというところでございます。

Wi-Fiがないところでやりますと、どうしても通信量が月1GBの契約になってございまして、かくかくになったり、急にぷちんと切れたりとか、そういうことになりますので、基本的にはWi-Fiのあるところでの御参加というところをお願いいたします。

あと、Wi-Fiの環境がない場合は、私どものほうにお話しただいて、その場合ちょっと委員会室等々押さえさせていただきますので、お声がけいただければなというところでございます。

あとは、注意点というところで服装ですね、基本的には議場に来るときと同じような格好というところをお願いいたします。

あとは、休憩中を除き常に画面に映るようにしてくださいというふうになっております。ちゃんと出席されているというふうな確認というところになりますので、カメラをオフにして、どこかに行っちゃったりとかということがないようというところでございます。

また、聞き取りやすいようにというところで、イヤホンのほう適宜使用していただければと思いますので、よろしくお願ひしますというようなどころ、昨日の会議でございます。

あと、すみません、昨年度から議員さんですと、こちらに差して使えるイヤホンのほう準備されたかと思うんですけれども、その状態ですと、充電のほうができない形になっております。なので、お昼休みとか、そういうタイミングで充電していただいたほうがバッテリー切れのおそれなくなりますので、長いお昼などの休憩のときには、イヤホンを外していただいて、充電というような形を

取っていただければと思いますので、御注意いただければと思います。

私のほうからは説明以上になります。

○山形委員長 ありがとうございます。

じゃ、ただいま説明ありました。

まず、初日に請願1件、陳情1件ということで、参考人という形で、議場でやるということによって、初日に請願・陳情というとてもちょっとイレギュラーな形になったんですが、今回、請願・陳情が1件ずつ出ております。

そちらの提出された方の参考人招致をいかがいたしますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 当然、これは聞いてみたいところなんですけれども、それに対するのとちょっと違うんですけれども、これというのはかなり内容が難しいと思うんですよ。そうすると、物事判断するというのは、やっぱり知らないと判断できないじゃないですか。これ、判断しにくい、説明がなかったらまず判断できない。そういう状態で陳情出した人との一方的な意見だけを聞いて、よしあしを判断するというのは、議運にいるんですけども、非常に難しいと思うんです。

ここまで日程が入っているんですけれども、この人たちじゃない基本的な今のこの問題に関する背景というのをまず理解した上で、この説明を聞かないとまずいんじゃないかな。いい判断をするに当たってはですよ。そのレベルに達して、この話を聞いて初めて、内容が判断できるようになるんだと思いますよ。

だから、そういう資料とか、何かそういうものを用意されて、資料とか勉強していかないと、これ聞いただけでは、きちんとした判断できるのかちょっと疑問に思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○山形委員長 ありがとうございます。

実は、昨日も星委員から、特に陳情のほう、ちょっと法改正のやつがなかなか分かりづらいというふうなことで、御指摘をいただいて、勉強会なりそれなりにしなくちゃならないのかなという話もいただいたんです。

そうすると、今日3日で、6、7、8、9ともう一般質問と議案質疑があるんで、もし実施するとしたら、10日になってしまうのかなというのと、13日に請願・陳情なんで、あとそれを踏まえると、昨日、ちょっと私事務局に話はしたんですが、それに対する資料を少し集めて、皆さんに御提示して、ちょっとあれなんですけど、6、7、8、9の一般質問ももちろんこっちで見ながら、合間見ながら、その資料をちょっと一読して、13日の請願・陳情に向けて、ちょっと勉強会の時間がないんで、そういう資料を用意させていただくということでどうですか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 決まっているんで、今のが最善の検討じゃないですか。そういうことをやらないと、駄目だ。もう決めちゃったんで、できることしかできないので、分かりました。お願いします。

○山形委員長 本来だったら、もう議題が出て、陳情出た、請願が出た場合にもうちょっとやっておけばよかったかなとちょっとあれだったんですが、オンラインとかZ o o m会議になってしまうので、なかなかちょっと後手後手になってすみません。

そういうふうな、陳情・請願に関しては、皆さんにそういった内容の資料を提出するというところで、それで判断の一環ということよろしいですか。特段勉強会とかはどうですか。

何か、ほかに。

○鈴木（伸）委員 資料でいいです。

○山形委員長 じゃ、ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 じゃ、それに向けて、資料等を事務局と正副でちょっと話をして、皆さんに提出できるように配慮させていただきますので、よろしくをお願いします。

それと同時に、先ほども一番最初に言いましたけれども、参考人招致ということで、両陳情・請願参考人招致をいかがいたしますか。

山本委員。

○山本委員 特に今の陳情については、説明を聞きたいと思います。そのほうが分かりやすいということ。

もう一つの請願のほうは、いろんなところでもう新聞等に出ていることなので、そちらは私はなくてもいいというふうには思うんですが、でも、請願は呼ばなきゃいけないんですよね。

○山形委員長 そうですね。

○山本委員 そもそもね。

私は陳情のほうが出した人というか、何か後ろに名前がついているので、聞きたいです。

○山形委員長 今、出席を求めるという形でのよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○山形委員長 じゃ、そのように配慮させていただきますので、よろしくをお願いします。

日程についてですが、9月13、14、15と3日間で、今、事務局から説明がありましたが、本来だったら2日でできる場所なんですけど、副市長の都合もあって、副市長は月曜日と火曜日がちょっと都合がつかないということで、3日間になってしまいます。

それで、13日が議場、それで、14日が303、15日がZ o o m会議というふうなことになります。日程はそちらのほうでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○山形委員長 ありがとうございます。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○鈴木（伸）委員 またちょっとはみ出すかもしれないんですけども、まずZ o o m会議というの、12日までが緊急事態宣言発出していますよね。これはほかの委員会もZ o o m会議はまず今回実施するんですか。やるんですね。

Z o o m会議か、議場、ここに集まるかというのは、結構重要なことだと思うんですよ。委員長に発信する権限はあると思うんですけども、こういうこと決めて、どうですかというのは全然聞いていないんですよ。ここでもうやりますという経緯というのは、ちょっとどうなのかなというのがあるんですけども。

ただ、副市長が何か都合というのものもあるんですけども、これはあるにしても、これ、私たちは第1、9日に集まって……。

〔「自宅です」と言う人あり〕

○鈴木（伸）委員 全員自宅なんだね。

○山形委員長 ズームとは正副だけが第1、ほかの方は自宅、それでW i - F i の環境ない方は事務局に申し出ていただいて……。

○鈴木（伸）委員 そうだね、そう言っていたよね。これ、だから、ここでは諮らないんだね。これ、Z o o mで決定なんだね。

○山形委員長 そういうことで、この間の議運の中でも決まりましたんで。

○鈴木（伸）委員 決めていたんだっけ。そうだった。

○山形委員長 もうしっかり載っていますんで。議運に載せる前。

○鈴木（伸）委員 ちょっと記憶が錯綜しておりました。失礼しました。

○山形委員長 議運の資料見ていただいていると思うんですけども、各常任委員会で1回ずつZ o

o m、議場、303とちゃんとローテーションになっていますんで。

○鈴木（伸）委員 はい、撤回。

○山形委員長 では、今後気をつけてください。

じゃ、そちらの日程ということで、御理解のほうよろしくお願いします。

玉野委員、もし……。

○玉野委員 W i - F i ないもんで、大丈夫です。相談します。

○飯泉書記 じゃ、こちらでということ。

○山形委員長 玉野委員については事務局のほうで配慮していただいて、15日はこちらのほうに来るということで、ほかの方は自宅でよろしいですか。決して、真っ暗なままにならないように気をつけてください。

あと、座席表、前回御指摘させていただいて、玉野委員だけちょっと横にずれるというんですか、本会議の議場での座席表はこちらの案のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 分かりました。ありがとうございます。

最後に、インターネット中継ということで、議場で不適切な発言とか、そういったものも気をつけていただきたいということと、Z o o mでは先ほど事務局からありましたけれども、バッテリーとかそういったところで、あと丸を上げるときになかなか見づらいと思うので、自分の顔の前でもいいんで、大きくやってから。私もゆっくりしゃべるようにはしますんで、質疑するときは、皆さんゆっくり話していただけるようよろしくお願いします。

じゃ、(1)については閉じさせていただきます。

続きまして、協議事項の(2)について。

じゃ、事務局から説明をお願いします。

○飯泉書記 では、こちらの説明のほうさせていただきます。

こちら決めていただきたい点というのが1点と、あと、皆さんのほうにちょっとお願いで、宿題で上がっている案件が1件ございますので、そちらについて御説明させていただきます。

まず、1件のほうが所管事務調査のほうになってございます。

こちら、前回まで塩原の指定管理のところを現地見に行くというふうなところで、塩原のほうで8月に説明いただきまして、今度、9月定例会議のときに現地のほうに行くというふうなお話をさせていただいていたんですが、ちょっと今緊急事態宣言が出ているような中でございますので、どのようにされるかというところ、決定していただきたい。所管事務調査。というところがまず1点でございます。

また、もう一点のほうなんです、広聴広報委員会のほうより、議会報告会に、こちら、今度行方に当たります、こちらそれぞれの委員会で、各委員会のほうでテーマに関連する団体とZ o o mで議会報告会のほう行うというふうなことになるというふうに聞いております。

こちら踏まえまして、何かどういった団体と議会報告会のほう行うかというふうなところ、こちらの案というものを上げていただきたいというふうなお話になっているというふうに聞いてございます。

何かそういった団体のほうあればというふうなところで、こちら、先ほどの委員会日程で……、すみません、宿題のほうがそういったこと出されていますので、一応こちら、委員会の3日目のタイミングでこちらについても話ができればと思いますので、そちらのほう、御検討いただければなというふうなところでございます。

私のほうからは以上になります。

○山形委員長 ありがとうございます。

以前に皆さんに指摘していただいた指定管理者についてのオンラインの、大変ありがとうございました。

それに伴い、塩原の指定管理に今定例会議の中で所管事務調査を行うというふうを考えて、皆さんにお話ししたんですが、緊急事態宣言、そういったものを鑑みて、今回は正副とちょっとお話しさせて、今回はちょっと見合わせて、今回はちょっと中止というふうな感じて、また改めて、時間があれば再度また計画してみようということ考えておるんですけども、皆さんのほうで御意見ありますか。いいですか、中止のほうよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 じゃ、また改めて、塩原のほうは何か待っているという話なんで、何かウエルカム、いつでもいいと言っても状態が状態なんで、塩原の支所の支所長なんか随分、「いつでもいいですよ」と言われたんですけども、ちょっと今はまだ時間が早いということで、そういうふうな話でございます。

また、議会報告会で行う団体、今度はZ o o mで議会報告会、各委員会で……。

○中里副委員長 議会報告会は動画を配信することで議会報告会に代えます。あくまでも常任委員会やることは意見交換会。

○山形委員長 じゃ、その意見交換会が各常任委員会でいいね。

○中里副委員長 そうです。

○山形委員長 常任委員会、所管の常任委員会なんで、私たち総務企画系の様々な団体と意見交換会をZ o o mで行う。そういうふうな感じでございます。

先ほど言いましたけれども、15日までに、今ここでどんな団体をといるとなかなか思い浮かばない。できれば今、今回指定管理者ということで、まちづくりについてということで、テーマ設定していますので、それに付随するような団体の人がよろしいんじゃないかなというふうなことをイメージしているんです。

総務企画なんで、観光とかそういったことはまずできないので、そういったところに所管する団体をちょっと皆さんで案を絞って出していただいて、15日、最後のZ o o m会議の後に皆さんから御提示していただきたいということで、ちょっと考えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○中村委員 だけれども、いいのはいいけれども、指定管理者やっている団体といたら、ここで一番目立つのはシルバーぐらいしかないじゃない。あと、団体といたらあそこは会社になっちゃうけれどもアルソックとか。

○相馬委員 農業公社とか。

○中村委員 あと、農業公社と、それと、スポーツセンターなんかを管理しているヘルスセンター、大きいところ、3つ、4つで、あとは塩原環境組合ばかりですから。団体と言ったら……、じゃ、その5団体一堂に集めて、意見聞くというと、一遍にできるんだらうけれども、一つ、ここ団体といたら、本当に公共的な団体じゃなくて、もう営業している団体しかないんですよ。

そういうものを考えると、何を話すかによります。絞るしかないでしょう。

○山形委員長 そうです、研究テーマ。

○山本委員 まちづくりのほうに関係する団体でもいいですよ。

○山形委員長 そうですね。

○山本委員 そっちのほうだと、多分市内の民間の

団体というのあると思うので、15日にみんなで出させていただいて決めればいいのではないですか。

○山形委員長 分かりました。

今、中村委員と山本委員、確かに指定管理ということで、ちょっとなかなか意見交換会ということになると、指定管理者に話すと、今言ったシルバー人材とか、アルソックさんとか、そういったところと意見交換会するということは、何かちょっとテーマからしにくい部分があるんで、どちらかと言うと、先ほど山本委員が意見言っていたように、まちづくりに関してでしたら、広い意味で多分取れると思いますので、そちらのほうの団体と皆さんのほうで、ちょっと頭のほうに浮かべていただいて、皆さんで協議しますんで、いろんな団体があると思うんですが、もし案がありましたら、15日のZ o o m会議の後に御発言していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それについて何か質疑、大丈夫ですか。

○中村委員 なかなかまちづくり団体、我々は知らないね。

○鈴木（伸）委員 まちづくりと言ったけれども、今回は那須塩原駅前でしょう。

○山形委員長 そうですね。この間、町周辺エリア、だから、例えば西那須野町の自治会の人とか、まちづくり何とか委員会とかあるんですよ、東那須に。ちょっと知り合いもいるんで、そういう人たちにも打診はできるのかなと思って、あくまでも駅周辺なんで、那須塩原駅の周辺の方なんで。

○中村委員 じゃ、その人、もし分かれば、うちら付き合ったこともないから、そういう人とは。

○山形委員長 極端なこと言うと、東那須野商工会とか、そういった商店街とか。

○鈴木（伸）委員 その地域の人の意見聞くということも大事だと思うんだけど、でも、視点は市全体または県北を発展させるという意味では駅

前という視点かな。その人たちを集める……、それでもいいと思っていますよ。でも、その人たちはそういう視点で物を言って、自分たちの地域の、その局地の話に止まっちゃうと、ちょっともったいないかなという感じはします。

○山形委員長 その辺も含めて、もし……。

○鈴木（伸）委員 それも一つの手法だから、別の人もまた聞けばいいんだから。

○中村委員 そうだね。

○山形委員長 まちづくりと言ったら、駅周辺という、ちょっと離れて、違う角度から見るというのも一つ何かいいのかななんて思うんで。

○鈴木（伸）委員 あそこに対しては、市全体で意見を広くと。

○山形委員長 ですから、いろいろな角度で見方変わると思いますので、その辺はこれは駄目、あれはいいとかいうふうな制限はなく、いろんな団体さんに声かけて、あくまでもまちづくりに対して意見交換して、提言に結びつくということなんで、御理解のほういただきたいと思いますので、皆さん、何かいい案がありましたら、よろしくお願ひします。

〔「一ついいですか」と言う人あり〕

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 初めて言うんであれなんですけれども、那須塩原駅周辺のまちづくりビジョンということでテーマ設定をしていくので、大学等々のパートナーシップ協定というガイドラインを昨年度つくっているんで、もしよろしければ、相手があることなんであれなんですけど、宇都宮共和大学の経済学部地域デザイン学科というところで、結構学生さんは那須塩原と那須町のこといろんな発信はしているんですね。そのゼミもあるし、あれなんです、もし、この長いスパンでやるのであれば、すぐ結論出すというのであれば、学生の意見はそう

はできないんですけれども、もしそういうことができるのであれば、宇都宮共和大学の地域デザイン学科とパートナーシップ協定を持って、学生さんの夢のようなプランと、ビジョンと、それから議会の理想的なビジョンと、執行部の現実的なビジョンと、その辺を比べてみたいなというところがあるので、もし、今後、そういったことを考えられるのであれば、ちょっと大学のほうとはお話しできるので、事務局のほうとお話ではできるようにはなっているので、ちょっと後でその辺も考えてもらって、できるのであればということで、考えておいていただければと思います。

○山形委員長 前回、二、三分でちょっと那須塩原駅の何かやっていましたよね、宇都宮大学の。

○相馬委員 あれは宇大のほう。

○山形委員長 宇大のほう。

○相馬委員 宇大のほうですね。宇都宮共和大学の経済学部。

宇大は、宇大の地域デザイン科学部というのは、恐らくはもともとは工学部からいっているんで、どちらかというと、工学関係の生徒さんで、宇都宮共和大学は経済学部、地域経済学部という学部の中なんで、また恐らく宇大の学生さんとこっちはまだ話したことないんですけれども、また、考え方ちょっと違うのかなと思ったりはしているんで。

○山形委員長 分かりました。

いいアドバイスありがとうございます。

若い人の意見で、こちらに何か住んでいなく、違うところから角度で見るという形で、そういったいいアイデアが出てくると思いますんで、そういったのもまた次回に意見で言っていただければありがたいと思いますので、ありがとうございます。

○相馬委員 もしそういうことが可能であれば。

○山形委員長 ほかに皆さんのほうで何か質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、(2)の協議事項を閉じさせていただきます。

◇

◎その他

○山形委員長 続きまして、3、その他のほうで、皆さんのほうで何か、今回の会議に向かって何か分からないこととか、何かほかにその他でございますか。

事務局。

○飯泉書記 私のほうから、毎度のことになります
が、お昼の注文の関係でございます。

今回、お昼の注文のアンケート、また庶務系のほうからサイボウズのほうで投げさせていただいているところなんです、今回、半数入替制のほうもございまして、こちら、毎日来る形ではない形になっています。

御自身、こちら来ない日にお昼注文しちゃっているとちょっとまずいので、その辺、もう一度見比べて、必要に応じてキャンセルのほうしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、お金のほう、お昼御飯代お支払いいただければと思いますので、そちらのほうも庶務系のほうにお声がけいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうから以上になります。

○山形委員長 お弁当屋さん、弁当余っちゃうと困っちゃうんで、すみません。

お金もらえれば構わないですが。

ほかに皆さんのほうから何かございますか。

〔発言する人なし〕

◇

◎閉会の宣告

○山形委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務企画常任委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 零時21分

総務企画常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

令和3年9月13日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	山形 紀弘	副委員 長	中里 康寛
委員	鈴木 秀信	委員	星 宏子
委員	相馬 剛	委員	鈴木 伸彦
委員	中村 芳隆	委員	山本 はるひ
委員	玉野 宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

参考人

大倉 太喜生	門井 儀市
植竹 伸一	

説明のための出席者

企画部長	小泉 聖一	企画政策課長	松本 仁一
企画政策課長補佐	北村 議徳	企画政策係長	関根 達弥
行政経営係長	高野 幸大	企画政策課主幹	和久 強
デジタル推進課長	村松 一紀	デジタル推進課長補佐兼システム管理係長	福田 真二
デジタル政策係長	田中 薫	統計データ係長	高根 沢めぐみ
秘書課長	増 淵 剛	秘書課長補佐兼都市交流係長	田野 恵子
秘書係長	相馬 紀子	秘書課主査（係長級）	松本 寿道
情報発信係長	大貫 啓子	市民協働推進課長	後藤 明美

市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	井上早人	協働推進係長	杉本雅和
市民活動センター所長	室井啓二	那須塩原駅周辺整備室長	鈴木正宏
那須塩原駅周辺整備室長補佐	佐藤裕之	那須塩原駅周辺整備室副主幹	福島寛
選挙管理委員会事務局長	板橋信行	選挙管理委員会事務局長補佐	押久保順子
選挙係長	伊藤良司		

出席議会事務局職員

議事調査係長	佐々木玲男奈	書記	飯泉祐司
--------	--------	----	------

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔請願・陳情審査〕

- ・ 請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願
- ・ 陳情第 3 号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

〔企画部〕

- ・ 企画部長挨拶

〔企画政策課〕

- ・ 議案第 7 9 号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
予算常任委員会（第一分科会）
- ・ 議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）
決算審査特別委員会（第一分科会）
- ・ 認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔デジタル推進課〕

- ・ 議案第 7 6 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
予算常任委員会（第一分科会）
- ・ 議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔秘書課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・ 議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民協働推進課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・ 議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔那須塩原駅周辺整備室〕

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

- ・ 選挙管理委員会事務局長挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

- ・ 議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○山形委員長 皆さん、おはようございます。

昨日までの予定でありました緊急事態宣言も本市のある栃木県9月30日まで期間延長となり、まだまだ我慢の時期が続くことでございます。

また、希望の光でございますワクチンの接種も、本市も職域接種が始まり、徐々にスピード感を増して接種している方が増えてきております。ぜひ接種に対して不安のない方は、ぜひ集団免疫を獲得しますので、接種に心がけていただくようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから9月定例会議の総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）及び決算審査特別委員会（第一分科会）を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりです。

今定例会議において、当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、広域行政事務組合規約の変更案件1件、新たに受理された請願1件、新たに受理された陳情1件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件2件であります。

また、決算審査特別委員会付託案件のうち当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件5件であります。

これら予算と決算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

ここからは着座にて進めさせていただきます。

失礼いたします。

それでは、審査事項に入ります。

◎請願・陳情審査

○山形委員長 それでは、ただいまから請願・陳情の審査に入ります。

◎請願第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 請願第1号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願を議題といたします。

本件について、本日参考人として提出者である大倉太喜生氏を招致しております。

それでは、初めに、大倉参考人から本請願の趣旨を簡潔に御説明お願ひします。着座で結構です。よろしくお願ひします。

○大倉参考人 おはようございます。大倉でございます。

事実だけを端的に申し上げますと、私も事実婚を30年しておりました。中学時代に両親が亡くなって、お墓、お仏壇ができました。今の家内と知り合った三十数年前ですが、彼女も長女、二人姉妹でした。お父さんがパートナーのほうの名字を残したいというので、事実婚のまま来ておりましたが、例えば銀行とか行きますと、これは誰の通帳を持ってきたと、レセプションと経理をお願いしているんですけども、家内が行きますと、誰の通帳を持ってきたと言われるんです。旦那の会社と言っても、苗字が違うので門前払いです。彼女はひどく傷ついて、違う金融機関に伺うわけ

です。これを何年も繰り返しまして、何度も何度も傷ついても、それでも経営はしていかなければなりません。

また、こういう例えばクレジット時代においても、大抵ファミリーカードとかは作れません。いろんな社会で生きていく中で、例えば住民票のト書き、ただし書には、同居人と書いてありました。これは、30年ぐらい前でしょうか、市役所をお願いして、ただし書を未届けの妻というふうをお願いしたところ、当時の課長さんの御理解を得て、西那須野支所でそういうただし書をしてもらいましたが、それでも法的には全く家内の存在が否定されております。

60歳になったときに、友人の弁護士さんは、このままでは大倉さんが亡くなったときに、財産が奥さんにいかないよと、奥さんは路頭に迷う可能性もあると。それはひどいじゃないか。でも、日本の法律はそうでありますので、申し訳ないですけども、家内のお父さんが亡くなったのをきっかけに入籍をしました。それで通常の夫婦になりました。それまでの扱いは本当にひどいもので、家内の尊厳は何だったんだろうと思うと同時に、これからの社会、今の世代の若い人たち、僕も51年理美容師をやっていますので、一対一でいろんなお話を聞きます。長男、長女の恋愛についても伺うと、片方が片方の姓を強いるということが多々ありまして、そういう相談に僕は僕の実事参考として述べさせてもらいます。共感をして帰っていただくだけでも、その方たちはかなり楽になります。法律はそうはいきません。

少しでもこの選択制夫婦別姓制度の議論が前向きに進むように、意見書を提出してもらいたいと思うと同時に、栃木県の市議会では1市町の議会もこの件について意見書を出している議会はございません。那須塩原市議会の進取の気性に富んだ

議員さんたちの意見を集約して、少しでも国会及び政府への提出を求める請願ということで、議論をしていただけたら幸いです。

以上です。

○山形委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木秀信委員。

○鈴木（秀）委員 夫婦同姓を求める、義務化させている法律というのは、日本だけだというふうに聞いております。先ほどの大倉さんの大変な事情というのはよく分かりました。私もこの夫婦別姓の問題は、イデオロギーの問題ではなくて、人権の問題だというふうに捉えております。

そういった中で、大倉さんのほかにもこういったことで悩んでいる事例とか、そういったのがあったら教えていただきたいと思うんですが。

○山形委員長 大倉参考人、お願いします。

○大倉参考人 お客様の中で、やはり長男、長女ということがありまして、二人は結婚するまで恋愛している間は、性別については全く悩んでいなかった。ところが、いざ結婚で親に報告したら、やはり男の姓を名のれということで、女性の方はすごい違和感があつて、僕に泣きながら話しするんですね。どうして私は駄目なんだろうって、私の姓は駄目なんだろうって、30年近く生きてきて何か自分を半分否定されたような気持ちと、その彼氏と結婚したい気持ちが揺らぐんですね。

そのときに、例えば歴史を踏まえても、明治3年から8年ぐらいの間の徴税のためにつくった同姓制度なので、150年ぐらいしかたっていないわけですよ。そういうことを考えても、その当時福沢諭吉さんも片方の姓を強いるのではなく、新しい姓もある。近現代では、鎌田明彦さんという人も言っていますけれども、そういうお話をその

お客様にお話しするんですけれども、当然納得いきませんよね。

そのときに、僕の事実を淡々と話しながら、一度権利が全くなくなってしまうんで、結婚して、旦那さん姓を名のるか、あるいは私の姓を旦那さんに名のってもらうかは、二人だけの問題なんだけれども、二人の間に子どもができてしまったときに、しまったというか、当然の状態ですけれども、お子さんができたとき、さらにまた悩むんですね。そうすると、常に傷つく人が増えてくるということが、現状ではもうたくさん事例を僕は相談を受けています。

以上でございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 本日は大変お疲れさまでございます。

先ほど御説明をいただいたところですが、これまでのそういった暮らしの中で、多くいわゆる通称姓と言いまして、片方が結婚前の姓を通称としてずっと使っているという考え、先ほど銀行とか社会的ないろいろな法的な手続等々の御説明をいただきましたが、通称姓をと、そういうお話しとかはなかったんでしょうか。もしあったんなら教えていただきたいと思うんですが、よろしく願います。

○山形委員長 大倉参考人。

○大倉参考人 現在私どもの美容室に6名のスタッフがおりまして、皆さん女性です。結婚している方が4名ですね。それで、ホームページやインスタグラムやフェイスブック、会社の中で結婚前の姓名を名のりますね。結婚したとき、今後どうしますかというときに、御主人の名前を名のりたいという人もいれば、そのままいいですという人もいるので、やっぱり通称姓を採用しています。

それは、本人の意思というか、権利でもありますので、通称姓も非常に便利です。

ただ、一、二年混乱がありまして、例えば、事実ですけれども、セキアヤカさんという方が結婚して、オオノアヤカになりました。そうしますと、彼女が今まで発信していたインスタグラムやフェイスブックやツイッターなどで、お客様がセキさんがいなくなったと感じてしまう、捉えてしまうんですね。そうしますと、彼女の売上げは減って、指名が減って、ちょっと現実問題売上げが減れば自分の歩合給になりますから、ちょっと1年間ぐらいはその混乱があつて、どうしようかな、また通称に戻そうかなというのがありまして、通称姓も改姓もスタッフの自由には任せておりますが、約1年間ぐらいは混乱がございます。

以上でございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 説明ありがとうございました。

出された請願の文書と今の説明を聞いておきますと、議論をするように要望するというよりも、この別姓制度の導入を求めているような印象を受けましたが、なぜ議論をするようにというふうに出されたのか教えてください。

○山形委員長 大倉参考人。

○大倉参考人 それは、国会議員の皆さんに、今まで僕30年間ぐら選別的夫婦別姓制度についてメールを送って、意見を求めていました。返ってくる、メールが返ってくる率は、無所属、公明党さんが一番多いです。その次に自民党さん。逆に言えば、自民党さんの返信がちょっと少なめなんですけれども、真摯な内容で皆さん送ってくれます。

それを進めてもらいたいというふうに、国民の

一人が声を出しても何もならないんですよね。なかなか通らないんですけども、県議会今ちょうどLGBTやってくれていますけれども、市議会、この自分たちが住んでいる市議会が意見書を提出していただけるだけでも、一歩でも前に進んでもらえたらうれしいなと思っております。

できれば、山本さんがおっしゃったようなことも、将来に向けてはお願いしたいと思っておりますが、本日はその一歩だと、一歩前へ進めたいと思っております。

○山形委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ほかに質疑がないようですので、これで参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 参考人に対する質疑を終了いたします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたって貴重な御意見を述べていただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

本委員会としていただいたただいまの御意見を、今後の審査に十分に生かしてまいりたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

ここで参考人退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

鈴木秀信委員。

○鈴木（秀）委員 先ほどの質疑でも述べましたけれども、この夫婦同姓を法律として義務化しているのは日本だけということで、なおかつ国連の女性差別撤廃委員会のほうからも政府に対して再三法律の改正を勧められているところです。そういったところを見ると、この夫婦別姓という問題は、ある一部の中ではイデオロギーの問題として取り上げられているようですけれども、実際問題として、このシステムのために非常に不具合を感じられている人たちがいるということは、これは制度の、システムの問題というふうに捉えていいかなと思うんですね。

そういった人々が困っているようなことを解消するためにも、議題を、話し合いを促進させるという面で、私は那須塩原市が積極的に国に求めるということについて賛成いたします。

○山形委員長 今、鈴木秀信委員が言いました国に積極的に働きかけるというふうなお話で、皆さん、鈴木秀信委員に対して何か御意見ございますか。

中村委員。

○中村委員 大倉参考人からいろいろお話を聞かせていただきまして、今鈴木委員が言われましたように、国連からもそういうふうに要請をされているような中で、やはり世界を見ても日本だけがこの制度を維持しているということを考えますと、そろそろしっかりと国政において議論をしていただければというふうに、私個人も思っております。そういうふうにして賛成の意見を述べさせていただきます。

○山形委員長 国において議論を重ねるというふうな御意見。

○中村委員 そうです。

○山形委員長 ほかに御意見ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 今回の陳情について資料を頂いております。この資料ですと、国の動きとしましては、平成3年から民法部会というので議論をされていまして、平成22年には法務省がその改正案を準備していたが、まだ国会には提出されていないという状況なんだろうと思います。

今回の陳情の内容については、いわゆる国会で議論をしてくださいと、そういう陳情だと思しますので、ぜひこういった国会での議論を進めていただくのにも、私どものほうの地方議会から意見書をという陳情でございますので、討論ではないんですが、理解するところではございます。

以上です。

○山形委員長 ありがとうございます。

国に求める意見書を議論していただきたいというふうな前向きな言葉だと思います。

ほかに皆さんのほうで御意見ございますか。

星委員。

○星委員 この選択的夫婦別姓制度、やはり女性、今世の中で男女共同参画もかなり推進されまして、社会的な立場の中でも活躍をされている女性の方が多くなってきたということを押まえると、やはり夫婦別姓を選択、これは夫婦別姓にしないというわけではなく、そこはもう選択的ですので、選べるということ、そうすると女性としてもやはり選択の幅が広がる。さらに、また社会的な中でもしっかりとそこで女性の地位を向上させていくことができることにもつながっていくことではないかと思っておりますので、私も皆さんの意見と同じように、那須塩原市において、やはり国に対してもう少しやはりさらに、もっと言えば、もっともっと議論を交わしていただくように、こういった

意見書を提出するのは賛成いたしますので、よろしいかと思っております。

○山形委員長 ありがとうございます。

今、鈴木秀信委員、星委員、中村委員、相馬委員ということで、国会に求めて、国に求めて議論を深めていただきたいという趣旨の内容で、大方そういうふうな御意見がございました。

ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、ほかに討議すべき内容はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討議を終了いたします。

討論はございますか。

星委員。

○星委員 私は、請願、選択的夫婦別姓制度についての意見について賛成の立場で討論をいたします。

民間会社が運営するマッチングアプリでは、二十歳以上の男女385名に対して、夫婦が望む場合に結婚後もそれぞれ結婚前の姓を名のることができる選択的夫婦別姓についてアンケート調査を実施いたしました。独身の男女と既婚男女の両方に選択的夫婦別姓についてどんな考えを持っているのかを詳しく尋ねました。対象の計385人のうち、約8割が「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と回答、賛成派が圧倒的に多い結果でありました。

また、夫婦別姓の議論に関心があるかどうかについて聞いてみました。「非常に関心がある」、「関心がある」、「どちらかと言うと関心がある」を合計すると、関心がある派は60.8%と6割を超えております。

最高裁大法廷が、6月23日夫婦別姓を定めた民法と戸籍法の規定は憲法違反ではないという判断を下しました。夫婦別姓の別々の姓での婚姻は、今の法律の下では認められないということです。ただ、これは夫婦同姓がいいと判断したわけではありません。どういう制度にするかは、国会の判断だとして国の議論が必要であるとの考えを示しました。

日本のように、夫婦同姓が法律で義務づけられている国は世界的には珍しい存在です。アメリカ、イギリス、ドイツ、ロシアなどでは、同姓か別姓かを選べるようになっていきます。フランス、韓国、中国などは、原則的に別姓です。イタリアやトルコは夫婦の姓を合わせる結合姓となっています。こうした国々の中には、かつて夫婦同姓だった国もあります。ドイツなどがそうですが、1979年に国連で女子差別撤廃条約が採択され、夫婦同姓だった国も選択的別姓を導入する流れが強まり、ドイツもその流れに乗りました。

国連は、日本の夫婦同姓の規定を女性に差別的だとして、2003年、2009年、2016年と三度、廃止を求める勧告をしています。夫婦同姓は戸籍法でも求められていますが、日本にある戸籍制度も世界ではとても珍しいものでございます。戸という小家族の単位で我が国が管理する制度は、ほかに中国と台湾にあるくらいと言われていきます。戦前に日本の植民地だった韓国にも残っていましたが、2007年に廃止されています。

多様性が重視される今、しっかりと国会や政府が、この制度について様々な意見や社会情勢を踏まえて深く議論することを必要と感ずることから、この請願について賛成といたします。

○山形委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本件を採択すべきものとするかお諮りします。

請願第1号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願について、採択すべきものとする賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山形委員長 賛成多数といたします。

よって、請願第1号は採択すべきものとするに決しました。

つきましては、請願書にあるように国に対する意見書を地方自治法第99条に基づき提出することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 それでは、意見書（案）の内容を精査していただき、意見があれば挙手の上、発言をお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、お諮りいたします。

意見書（案）のとおり提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

また、字句の整理については、正副委員長に御一任していただきたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 それでは、意見書について24日の議員全員協議会に議会案件として提出し、27日の最終日に議案として提出させていただきます。

以上で請願第1号の審査を終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○山形委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎陳情第3号の説明、質疑、討論、
採決

○山形委員長 陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、参考人として提出者である植竹伸一氏と門井儀市氏の招致をしております。

それでは、初めに門井参考人から、本陳情の趣旨を簡潔に御説明お願いします。着座で結構です。よろしくをお願いします。

○門井参考人 再審法改正に御理解をお願いいたします。

住民の暮らしと福祉の向上のために日々御尽力されておられます議員の皆様、心から敬意を表し、併せて国への刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める陳情の機会を設けさせていただきましたことに、御礼申し上げます。

それでは、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情の趣旨を説明いたします。

私たち日本国民救援会は、創立93年、全国に会員4万数千人を抱える人権擁護団体で、その活動の柱として冤罪被害者の支援活動を行っております。今般、私たちは自治体の議会に対して、国に

対し刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情を行うこととしました。

罪を犯していない人が犯罪者とされ、身に覚えのない罪で処罰される、これが冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定する最大の人権侵害と言われています。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶ちません。痴漢冤罪などを見ても、いつ市民の皆様の誰かが冤罪被害者になるかわかりませんし、決して人ごとではありません。無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、裁判のやり直し、つまり再審しかありません。

最近では、滋賀県の湖東記念病院事件で12年間服役した西山美香さんが、今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく報道されました。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求事件が継続しております。にもかかわらず、実際には再審が行われるのはごく僅かです。

日本の裁判から冤罪をなくしたいという思いから、改正点2つを説明いたします。

1つは、全ての証拠開示を求めます。警察、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、全ての証拠を開示しないことです。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあります。現在の刑事訴訟法では、再審請求してもそれらを開示する義務は規定されていません。現在、裁判員裁判などでは、公判前整理手続を通じて不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。

しかし、再審における証拠開示には、何一つルールが規定されないままなのです。この証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則で、政府はこの法律の公布後、必要に応じ、速やかに

再審請求審における証拠の開示について検討を行うとしています。政府は、これを踏まえ、速やかに証拠開示の制度化を行う必要があります。

2つ目は、検察による不服申立ての禁止を求めています。問題なのは、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。日本の再審制度は、再審開始決定を受けて、再審公判が開かれるという構造なので、争いがあれば再審公判で争うべきです。日本が手本としたドイツでは、既に1964年に検察の上訴を禁止し、再審開始決定が出たら公開の法廷で裁判のやり直しをしています。

超党派の国会議員連盟が支援している袴田事件は、死刑判決が確定した事件ですが、警察が証拠を捏造したと認定して、2014年3月に再審開始決定が出され、袴田巖さんは獄中から社会に戻ってきました。ところが、その後東京高裁がこれを取り消し、現在最高裁で審理され、この後また東京高裁に差し戻されています。袴田巖さんの例を見ますと、袴田巖さんは今85歳、長い獄中生活で抗菌症を患い、死刑の恐怖におびえながら44年という気の遠くなるような時間をかけて無罪を求めています。静岡地裁で再審開始でしたが、東京高裁で取り消され、昨年12月最高裁で東京高裁に差戻しされました。

もう1つ、名張ぶどう酒事件の例では、名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、その後逆転判決で死刑が言い渡されました。獄中から何度も再審請求を行った結果、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告異議申立てにより、再審決定取消しとなった後で、2015年、89歳で無念の獄死を遂げられました。御家族が遺志を継ぎ、第10次再審異議審中になっております。

この再審取消し決定2例として付け加えますが、

福井女子中学生殺人事件は、2011年に再審開始決定となるが、検察の異議により2013年取り消され、現在第2次再審の申請中であります。

さらに、大崎事件の原口アヤ子さんは、3度も再審開始決定、だが、2019年6月に最高裁が取消し決定です。これにより、今は第4次再審請求中です。

以上、4つの例を見るだけでも、無実の人は無罪にの救済という再審制度の趣旨からも、再審開始決定に対する開始そのものの中止を求める検察の無限の不服申立てを認めることは、このような冤罪被害者の悲劇を繰り返すことにはほかなりません。

今、冤罪被害者自身が立ち上がり、それを支援する市民の会が声を上げ、日弁連も決議を上げています。冤罪で苦しむ人は、一日千秋の思いで再審無罪を求め続けています。無実の人を無罪にという当然の願いに応えるために、再審を阻むこの2つの障害を取り除くことがどうしても必要です。

この点での刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を貴議会で審議され、採択していただきたく、そして国に提出をしていただくことをお願い申し上げます。

最後になりますが、誰もが冤罪の犠牲者となる可能性があるなら、この冤罪犠牲者をなくすことは、法曹関係者のみならず私たち市民の社会問題だと考えます。どうか議員の皆様には、冤罪被害者の苦悩に寄り添っていただき、本陳情を採択していただけますよう御動議よろしく願いいたします。

終わります。

○山形委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑がないようですので、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 参考人に対しての質疑を終了します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたって貴重な御意見を述べていただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

本委員会として、ただいまの趣旨の説明を今後の審査に十分に生かしてまいりたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

ここで参考人退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

山本委員。

○山本委員 今、説明をいただいたんですけども、人が人を裁くということには間違いが起きることがあって、それで再審ということがあるんですが、それには新たな証拠を出さなきゃいけないということで、それがほとんど検察や警察が持っている。それを出さねばならないという決まりがないということは、やっぱり問題だというふうに思いますし、それから、その後に検察によって不服申立てが可能だということも、そういうことが許されているということも非常に問題だと思いますので、今説明がありました2点に関して、つまり証拠の

全面開示をしてほしいということと、それから検察による不服申立てをしないということについては、やはりそういうものの改正をしていただきたいというふうに思いますので、この意見書の提出に賛成をいたします。

○山形委員長 ただいま山本委員から証拠開示のお話と不服申立てをしないというふうなことで、そういうふうな御意見がございました。これに対して、今、山本委員に対しての意見に対して、皆さんで何か率直な御意見ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 今この2点についてということでございますが、証拠の全面開示ということに関して、まず大前提としてこれは司法制度ということになります。証拠の開示について、証拠の開示がされない恐らく何か理由があるんだろうと思います、例えば個人情報を含んでいたりとか。それが全面開示ができるのかどうかというのは、ちょっと私どもには分からないところでございます。

それから、不服申立て、検察官からの不服申立てというものについて、再審請求ができる権利があるわけで、それに対して不服を申し立てる権利も検察官のほうにもあるべきで、これを検察官の不服申立てをできなくするという、それを禁止するという行為については、その司法制度が私どもでは分からない、まずは大前提として、今現時点では。そういったところから、なかなか地方議会から意見書を提出するのは、私は難しいのではないかなというふうに考えております。

もう1点、討議していただきたい点は、私のほうからもう1点申し上げたいと思いますが、まず地方自治法第99条については、当該地方公共団体、今回で言えば那須塩原市の公益に関する事件について国に意見書を提出できるというのが、地方自治法第99条の趣旨だと理解しております。

今回の申立てについて、いずれ那須塩原市民がこういうふうな冤罪に巻き込まれる可能性がある、今御説明が参考人からあったところでございますが、これについても、私ども一地方議会、那須塩原市の議会として本市の公益性、それから今現時点ですぐ判断できないというふうなことがございますので、なかなか軽々に国に対する意見書を提出できるというのは、難しいのではないかなと。この地方自治法99条の趣旨を、理解をどういうふうにするか、討議していただきたいと思うんですが。

以上です。

○山形委員長 ありがとうございます。

今、相馬委員がおっしゃいました地方自治法99条は一度ちょっとこっちに置いていただいて、先ほど山本委員が言っていた証拠開示のお話と不服をしないというふうなもので、今相馬委員のほうからは、なかなか難しい問題だというふうな御意見でよろしいですね。

また、この意見、山本委員の先ほどの意見に対して、皆さんのほうで御意見何かございますか。討議すべき点はありますか。

鈴木秀信委員。

○鈴木（秀）委員 検察と弁護と対立する関係にある中で、その弁護側の一方的な、一方的なというのは失礼ですけども、弁護側だけのお話を聞くということではなくて、できれば検察側のそういった考え方も聞いた上での判断が妥当なのではないかと思うんです。一方的なそちらの意見だけで、市としての行動を決めてしまうというのはどうかなと思うんですけれども。

○山形委員長 御意見ありがとうございます。

両方の意見をしっかり聞いて、先ほどいただいた最初に山本委員が言ったように、双方の意見をしっかり聞いて、その上で判断してみたいという

ふうなことで、理解でよろしいですか。

中村委員。

○中村委員 いろいろ裁判の過程、審議の過程、これ我々一切分からない中での、この裁判の結果冤罪かどうか、それによって再審やるやらない、また証拠を開示しろとか、そういったものを非常に我々一議員に求めるものも非常に厳しいものがあるんじゃないかと、私個人的に思っております。

そんな中で、やはり先ほど相馬委員が言われたように、やはり司法の動向を、今後のですね、見極めた中で、審議をしていただく、議論をしていただいてというのが、私はいろんな立場の中でいろんなものがあるから、今日の司法制度の中で再審の中で動いているという気がします。いずれにしろ、私ども裁判の過程を全然、いろんな冤罪かどうか分からない中での今議論をさせられるわけですから、そういったものを見極めながらということを考えますと、私ども地方議会における採択、不採択を考えれば、不採択として行っていければと思っております。

○山形委員長 ありがとうございます。

山本委員に対しての証拠の開示、不服の申立てというふうに至った経緯とか、そういった情報とか、司法に関するものがなかなか分かりにくいというふうなことで、また鈴木秀信委員が言いましたように、双方のしっかりした皆さんの声を聞いてみないと、なかなかこの意見に対して難しい問題があるというふうなお話だと思います。

ほかに山本委員の御意見に何かございますか。
星委員。

○星委員 この改正された刑事訴訟法の附則にはなるんですけども、この附則、冤罪を根絶するための再審請求における証拠開示などを今後検討することとして、
や司法取引についても3年後に見通すこととしていると附則に書いてある

んですね。

なので、やはりここは、この改正刑事訴訟法をつくるに当たっては、国でも何年も議論を交わし、また被害者関係団体の方々や刑事法学者の方、日弁連、裁判官、法務省の各関係者が出席しながら、また会議を重ねて練り上げてきたものでございますので、それをやはり私たちまだ、まだといえますか、一地方議会がそこに対して意見を出すということも、やはりかなり難しいものではないかと考えます。

以上です。

○山形委員長 ありがとうございます。

なかなか地方議会でそういうふうなものを判断するのがなかなか難しいというふうな意見だと理解しました。

ほかに山本委員に対して御意見ございますか。

鈴木伸委員。

○鈴木（伸）委員 これ非常に難しい判断で、地方議員が判断できることでは、私はないと思います。かつ、弁護団側の話であって、検察側の意見も聞きたいところは、そのとおりでありますけれども、やはり夫婦別姓の話は一緒にはできないですけれども、あれを例えるならば、やはり国は世の中が変わっていけば、法律も変わるものであろうというふうに思いますので、ここでこういう冤罪が、人がやることですから冤罪が起きている現状がある中で、やはりこれをきちんと国がなかなか進めない、進まないんであれば、地方から声を出していかなければ、国が動かない、審議しないだろうと。

これを必ずしも地方議会でこうですよって決めるわけではないので、やはり国にこういう声があることを99条で伝える。そして、国でももう一度きちんと本来どうあるべきかということを審議する。この不服申立てというのは、やはり陳情にあるとおり、公判でやるべきだと私は思いましたの

で、これをきちんと国で審議していただくという意味では、この陳情は採択すべきものではないかというふうに私は思います。

○山形委員長 そうすると、今のお話は、山本委員に対しての意見に対して、同じような意見というふうな形で、そしてしっかりと地方議会として発信していくということによろしいですか。

○鈴木（伸）委員 山本委員に賛同するという、結果的にはそうかもしれませんが、私はこの陳情そのものに対する私の考えを述べただけです。

○山形委員長 ほかに先ほど最初に意見いただいた山本委員に対しての御意見、皆さんのほうでありますか。

玉野委員。

○玉野委員 一個人としてと委員会、地方ですね、私は一個人として立ちたい、それを尊重していきたいものですから、趣旨の1、2には賛同します。山本委員の発言にも賛同いたします。

以上です。

○山形委員長 ありがとうございます。

そうしますと、最初に意見を言っていた山本委員のことに對しての大体皆さんのほうの意見が出そろったということによろしいですか。

山本委員の御意見以外に、皆さんのほうで討議すべき点ございますか。

先ほど言いました、相馬委員、地方自治法の第99条についての討議はどうでしょうか。

〔発言する人あり〕

○山形委員長 ほかに討議すべき内容ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討議を終了いたします。

討論はございますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 本陳情について、私は不採択の立場で討論いたします。

かけがえのない人生の時間を奪うことになる冤罪事件というのは、決してあってはならないと考えます。しかしながら、陳情項目にございます再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止などの具体的な提案については、地方議会としてどう判断すべきかというふうに考えます。

したがって、政府や国会などの責任ある機関において専門的な知見を駆使しまして、結論を見いだすべきであるというふうに考えます。地方議会としては、その調査や議論を国政において積極的に進められることを望むものとしまして、本件陳情において判断することは控えるべきと考えます。

したがって、不採択の討論といたします。

以上です。

○山形委員長 ほかに討論ございますか。

山本委員。

○山本委員 この陳情に関しましては、やはり再審制度に関して進め方がきちんと決められていないということが大きいんだというふうに、裁判所のほうで言っているものを読みました。それで、多分非常に不備のある再審制度になっていると思いますので、今までの再審をやってきたものとかを見ますと、やはりもう何十年も前にあった事件に対する証拠というのは、検察とか裁判所が全部持っているわけですから、それを出していただかないと、新たな証拠の開示はできないわけですし、それを出しても検察が上訴をする、禁止というようなことをやられてしまうと、もう何もできなくなってしまうという事実がありますので、分からないとかいうことは、それは法律の専門家で

はないのであるんですけども、今まで49の市町の議会がこれ採択をしているものなどを読みましても、地方からやはりそういうどうやってもおかしいというような決め事は外してもらって、再審を要求した人がスムーズに改めての裁判ができるような形にしてほしいという要求は、真つ当なものだと思いますので、私はこれを採択したいと思います。

○山形委員長 賛成討論でよろしいですね。

ほかに討論ございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ほかにないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択すべきものとする委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山形委員長 賛成少数と認めます。

よって、陳情第3号は不採択とすべきものとすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。委員会を15分休憩いたしますので、次の審査は11時15分です。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎企画部の審査

- 山形委員長 これより企画部の審査に入ります。
初めに、小泉部長から御挨拶お願いいたします。
部長。
- 小泉企画部長 (挨拶)
- 山形委員長 ありがとうございます。

◇

◎企画政策課の審査

- 山形委員長 ただいまから企画政策課の審査に入ります。
担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

- 山形委員長 それでは、議案第79号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

- 松本企画政策課長 (議案第79号について説明)
- 山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ございませんか。
[発言する人なし]

- 山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。
[発言する人なし]

- 山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

- 山形委員長 討論はございますか。

[発言する人なし]

- 山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第79号 那須地区広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

- 山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。
課長。

- 松本企画政策課長 (議案第67号について説明)
- 山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

質疑ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、5ページの6001事業で、その委託料の委託先を御説明お願いします。

○山形委員長 係長。

○高野行政経営係長 委託先ですが、ふるさと納税のサイトとしては4業者予定しておりまして、まず1つ目がふるさとチョイス、もう1つがふるさとプレミアム、もう1つがANA、そして最後に三越伊勢丹となります。

以上です。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、これ4業者に委託をして、歳入で2ページだったと思いますが、寄附金額が2億2,273万8,000円というふうな見込みをしてございますが、この算出根拠をお伺いいたします。

○山形委員長 係長。

○高野行政経営係長 算出根拠ですが、今年度に入りまして、4月から6月分の実績を基におおよそ前年の1.5倍ほど伸びておりますので、それを根拠に単価計算をして求めたものとなっております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 これはそうしますと、4業者をまとめて単価計算をしている。例えばこの4業者の売上げベースのそういった割合とかは考慮されたのか、されていないのかお伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 ふるさと納税につきましては、実際の寄附金額に対応して、それらに対する委託料でありますとか、あるいは返礼品代、それから配達にかかる輸送料、そういったものがかかる形になります。それらを一括として委託料という形で、サイトの事業者さんにお支払いしているという中身になります。それぞれのサイトごとの寄附

がどのぐらいになるかというのが、今現状ではちょっとなかなか見えないところもあるものですから、委員御指摘のとおり、一括で全体の伸びと、それからそれにかかった経費というものを按分するような形で求めているものになっております。

○山形委員長 ほかの委員で、同じ事業に関連する質疑ございますか。

中村委員。

○中村委員 この納税ですね、この間テレビ見ておりましたら、巣籠もりのせいで、かなりふるさと納税が伸びているというデータが新聞にも出ておりましたが、本市もそのような影響を考えてやはり増えるものを試算しているんですか。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 実はちょっとこの後決算の中でも、ふるさと納税の関係で御説明させていただこうかと思っていたんですが、委員御指摘のとおり、コロナ禍ということでかなり巣籠もり需要に関する例えば日用品でありますとか、あるいは外で飲めないでアルコール飲料とか、そういったものに寄附の、返礼品としての希望が移っているというような状況は見受けられるところでございます。

ただ、本市としては、それらに該当するような返礼品というものが、特にたくさんあるわけではありませんので、若干そういう意味ではちょっと苦しいところはあるのかなというふうに考えております。

今回の積算につきましては、先ほど係長から説明がありましたとおり、これまでの傾向等、それからサイトを増加するということを見据えて、おおむねこのぐらいの金額というところで設定したところでございます。

○山形委員長 ほかに同じ事業に関連する質疑の委員さんいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業に関する質疑
ございますか。

山本委員。

○山本委員 一つ前の4ページになります。先ほど
の説明の中で、会計年度任用職員を忙しい12月と
1月雇うということなんです、ここで見ると、
企画政策課と秘書課と2つのことが書いてあるん
ですが、2か月分のところの企画政策課の費用を
分けて教えてください。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 企画政策課の非常勤特別報酬
の部分、そちらにつきましては26万8,000円、こ
ちらが企画政策分という形になっております。

以上です。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 それは、283万のうちの26万8,000円と
いうことでよろしいんですか。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 はい、2か月分ということ
を予定しておりますので、1名ですね、その金額に
なっております。

○山形委員長 ほかの委員で、同じ事業で質疑する
委員いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ほかの箇所でも質疑ある方いらっしゃ
いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はご
ざいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います、異議ございませ

んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会(第一分科会)
を決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え
ます。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原一
般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたし
ます。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○松本企画政策課長 (認定第1号について説明)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

星委員。

○**星委員** 市政報告書74ページの2款1項8目ふるさと寄附事業費、6001事業の印刷製本費、ふるさと寄附PR用カタログパンフレット13万8,600円と決算額としてありますが、予算計上していたのは35万3,000円でした。こうした中で、このふるさと寄附PRカタログパンフレットは今回新規で計上したものだと思いますが、約半額になっているその理由をお伺いいたします。

○**山形委員長** 課長。

○**松本企画政策課長** ふるさと寄附事業費の印刷製本費の関係であります。令和2年度の予算執行計画書のほうで、印刷製本費全体として35万3,000円という形で予算記載させていただいておりますが、そちらのほうには寄附金受領証明書の発送用の封筒でありますとか、そういったものの作成費も含まれて、その金額を計上したところでございます。

カタログパンフレットにつきましては、当初からその半額程度といえますか、15万程度の金額を予定していたところでございます。

決算のほうですが、寄附金受領証明書のほうが結果といたしまして12万2,100円、パンフレットのほうが13万8,600円となったというところでございます。

○**山形委員長** 同じ事業の場所で、ほかの委員から関連する質疑はございますか。

[発言する人なし]

○**山形委員長** ないようでしたら、ほかの事業に質疑ある方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○**相馬委員** 同じ74ページの合併振興基金積立金なんです。利子ということで249万ということになっておりますが、その下に残高の推移というのが平成28年からずっと同じ金額になっているんですが、これはどういうことだったか御説明しても

らってよろしいでしょうか。

○**山形委員長** 課長。

○**松本企画政策課長** 合併振興基金につきましては、合併時に合併特例債を原資としまして基金への積立てを行ったもので、基本的には利子の運用というのが目的とされているものでございます。

ただ、合併に関連する事業につきましては、原資の取崩しも可能という形で後から取扱いが変わったところでございますが、そういったところで、現時点といたしましては利子のほうを運用いたしまして、ゆーバス、ゆータクの運行費のほうに充てているというのが実情でございます。

○**山形委員長** 相馬委員。

○**相馬委員** そうしますと、項目上、積立金というふうになってはいますが、実際には積み立ててはいないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○**山形委員長** 課長。

○**松本企画政策課長** 現在は、利子は一旦積み立てた上で同額を年度内に取崩いたしましたして、先ほど申し上げましたゆーバス、ゆータクの運行事業費に充てているという形で、残高には変更がないというような状況でございます。

○**山形委員長** 同じ事業でほかに質疑する委員いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○**山形委員長** なければ、ほかの箇所で、事業で質疑する委員いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○**鈴木(伸)委員** 72ページですけれども、72ページの下ですね。1項8目の企画総合調整費で、減が198万4,314円ということですのでけれども、この減の内容をお伺いしたいと思うんですが。

○**山形委員長** 課長。

○**松本企画政策課長** 大きいところは、先ほど一度最初の説明で御説明させていただきました令和元

年度に実施いたしました第2次総合計画後期基本計画策定に係るアンケート調査の業務ですね。こちらのほうが、141万400円の減が令和元年にはございました。そちらが令和元年度のみで終了しておりますので、そちらが減となったようなところでございます。

そのほか、庁内の旅費の関係でありますとか、大きいところはそちらのほうで、あとはそのほか旅費の関係とか、あるいは先ほど申し上げました懇談会等の開催を減らした関係での謝礼の減でありますとか、そういったところトータルで190万ほどの減となったというところでございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 あとは、じゃ50万ぐらいの金額だったんですけども、懇談会が減ったということで、それは当初やる予定だったものが減ったのか、逆に予定どおりの懇談会はそれで開かない予定だったのか、そこはどういうことでしょうかね。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 新型コロナウイルス感染症対応のため、例えば総合計画の審議会などにつきましては開催せず、中止したというふうなところがございますので、当初は予定していたが、それらを開催しなかったということになると思います。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 じゃ、開催しなかったことによる不都合はあるかどうかだけお伺いしたいんですけども。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 実際に集まっての開催はしていないところですが、必要に応じて書面開催的なものでありますとか、意見の集約などのやりとりは行っております。

また、総合計画については、今年度も引き続き策定の作業を行っておりますので、今のところ大

きな不都合というのはなかったかなというふうに考えているところでございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

では、続きまして……

○山形委員長 すみません、同じ事業でほかに関連する質疑のある委員さんいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、鈴木伸彦委員、どうぞ。

○鈴木（伸）委員 では、隣の73ページの最下段、那須地区広域行政費なんですけど、昨年より172万1,000円の増だということをお伺いしたんですけども、これの増の事業内容をお伺いしたいんですけども。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 こちらにつきましては、企画政策課所管ということで、広域行政事務組合に負担金をお支払いしているもののうち、議会費と総務費ですか、全体的な部分というところですかね。そういったものを企画政策課所管で予算計上、負担金の支出を行っているところでございます。

従来、那須地区広域行政事務組合のほうに屠畜場という食肉をつくるための家畜等の処理をする施設があったんですが、そちらのほうで廃止となりました。

その関係で、従来、屠畜場については屠畜場会計という特別会計をもってその施設を運営していたわけなんですけど、その特別会計が廃止となりまして、屠畜場に関連した使用が終了した施設でありますとか、土地の管理でありますとか、そういったものが総務費のほうの一般会計に普通財産として繰り入れられたということで、現在はもう既に解体作業等は終わっているところなんですけど、その解体にかかるまでの維持管理の経費ですとか、そういったものが総務費のほうに計上されていた

関係で、全体的に増となっているというところ
でございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 屠畜場のことをもうちょっと知
りたかったんですけども、今の話の内容で、解
体をしたとかそういったことで分担金が消えたよ
うですけども、そうすると予算に関係してしま
うかもしれませんけれども、一応もう今年度で大
方、維持管理する上で係る費用は全て終わったよ
うな状況なんではないかな。

○山形委員長 鈴木委員、ちょっと微妙なんです。

○鈴木（伸）委員 じゃ、全体的にはどういう事業
内容で終わったのかということですね。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 屠畜場につきましては、従来
は那須地区広域行政事務組合で持っていたわけな
んですが、県のほうの集約等の事業がありまして、
広域としては事業が終了したというふう聞いて
おります。現在はもう既に更地になっておりまし
て、例えば残った施設の維持管理とか、そういっ
た費用は発生しないものというふう考えており
ます。

あと、跡地については、それをどうやって活用
するかということなどについては、引き続き広域
行政事務組合のほうで検討していくというよう
なことで聞いております。

○山形委員長 同じ事業で質疑のある委員さんいら
っしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑ある委
員さんいらっしゃいますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 市政報告書78ページのシティプロ
モーション事業費、180事業についてなんですけ
れども、まず報奨金の40万についての内容につい

てお伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 すみません、先ほど私の説明
の中でシティプロモーション事業費に振り分けた
ことにより、移住定住事業費のほうが減になった
というような御説明をさせていただきましたので、
ちょっと若干、説明不足で申し訳ございませんで
した。

このシティプロモーション事業費につきまして
は、シティプロモーション課から現在は秘書課の
ほうの所管となっておりますので、補足して御説
明させていただきます。

○山形委員長 企画政策課じゃなく秘書課のほうで
質疑していただきたい。所管が変わったというこ
とで。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 78ページのアートを活かしたまちづく
り事業の中の委託料、アートを活かしたまちづく
りアドバイザー50万円という決算になっておりま
す。予算上は80万円だったと思うんですが、予算
との違いを御説明いただきたいと思います。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 アートを活かしたまちづくり
のアドバイザー業務につきましては、従来アート
関係に関連する見識を持つ方、それからアート関
係の雑誌等の出版等を行っている会社の方2名に
依頼をしていたところですが、従来といいますか
前年度まではですね。

予算上はその2名で予定していたところなんで
すが、実際に昨年度進めていく中で、なかなかコ
ロナの関係で事業等も進まないというようなどこ
ろもありまして、1名の方のアドバイザー契約を
行わないこととして、相手方にも了解をいただい
てそういった形にしましたので、決算額としては

30万円の減というふうになっているところがございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、このアドバイザー業務の行った成果はどのように捉えているか御説明をお願いします。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 アドバイザー業務といたしまして委託しまして、各種アドバイスをいただくとともに、実際にはアートを活かしたまちづくりの検討委員会のほうにも参画いただきまして、アート事業に関して御意見をいただいたところがございます。

戦略の中で、従来から御説明させていただいておりました世界的なアーティストの方を活用したような事業というようなところと、ただ、実情としてコロナの関係もありまして、なかなかその辺が進めにくいというところ、それから会議の運営などについてもそちらのほうのアドバイザーのほうに委員長として参画いただくなど、そういったところで効果があったかなというふうには考えておるところでございます。

○山形委員長 同じ事業について関連する質疑ございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑ある委員いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 76ページ、下の段、移住定住促進事業は1,547万5,427円の減だということなんですけれども、この減による影響または当初見越しているこういった事業の効果がどういうふうに予定と違っているのかについてお伺いしたいんですけれども。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 移住定住事業の減による事業効果への影響ということかなと思いますが、事業費の減につきましては、先ほど御説明させていただきまして例えば人件費の部分が別の予算に一括されたとか、あるいはこれも先ほどちょっと触れさせていただきましたシティブロモーション事業という従来の事業をちょっと別枠で抜いたというところなどが大きく影響しているものがございます。

むしろ事業費の減というよりは、新型コロナの関係で先ほど申し上げました移住相談が思うように開催できないでありますとか、あるいは移住を考えている方がこちらに来て現地を見るという、現在も緊急事態宣言中でありますので、基本的には対面での移住相談を行っていないところではありますが、そういうコロナの影響で細かい説明や現地の情報の発信などがしにくいようなところがあったかなというところが大きくあると思います。

一方、逆にコロナの関係で移住を考える人も増えてきているのかなというところもありますので、そういった方にはオンラインでありますとかそういう工夫をして、情報発信できるようには進めてきたところというふうには考えているところがございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 後は分かりました。

こういう事業で、じゃ単純に成果という面では何か御説明いただけるものはございますか。

○山形委員長 主幹。

○和久企画政策課主幹 移住促進センターの和久のほうから回答させていただきたいと思います。

成果でありますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、なかなか例えばコロナ前、東京、有楽町にありますふるさと回帰センター、そんなところに出向きまして移住相談等をやっていたわ

けなんです、そういったものが前年度はほとんどなくなってしまったというふうなところがあります。

ただ、これも先ほど課長が申し上げましたが、コロナの関係でやはり移住するんだったら今だというふうに考える人が多くなったわけなんです。特にテレワークが進展しまして、もう仕事を持って移住ができるというふうなことがありまして、対面での相談というのがかなり減ったというふうなところはありますけれども、移住相談自体は実感として増えているというふうに捉えておりますので、実際に、私どものセンターを通して何らかの接触といいますか相談がありまして、移住された方も実際に増えているというふうなことになっておりますので、またこれからそういうふうな相談件数が増えてくるんだろうなというふうに思っておりますし、また、補助金の相談もこここのところかなり増えているというふうな状況です、その辺の手応えはあるなというふうに考えております。

○山形委員長 同じ事業で関連する質疑ございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑ある委員いらっしゃいますか。

星委員。

○星委員 77ページ、2款1項8目13001事業の地域おこし協力隊事業費ですが、令和2年度の地域おこし協力隊の主な活動内容についてお伺いをいたします。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 地域おこし協力隊ですが、令和2年度の決算という形ではありますが、現状といたしましては、今年度新たに採用された地域おこし協力隊を含めまして、4名が活動しているとこ

ろでございます。その中で例えば令和2年度でいきますと、新たに市の情報発信とか、あるいはなすしおばら映画祭の運営などに関わっていただけた新たな地域おこし協力隊1名を採用しているところでございます。

それぞれ地域おこし協力隊のメンバーにつきましては、例えば地域特産物の開発とか、あるいはアートを活かしたまちづくりの推進でありますとか、あと今申し上げました市の情報発信、それから今年度採用した地域おこし協力隊につきましては、市内での就農というふうなところを目指して活動はしております。

市のほうの事業に関連する部分と、それぞれの地域おこし協力隊が自分の希望といいますか夢といいますか、そういったものを追いかける部分、それらがマッチした部分で活動を行っていただくというふうなところで進めておりますので、一定の成果はあろうかなというふうに考えているところでございます。

○山形委員長 星委員。

○星委員 令和2年度に関しましては、やはりコロナの影響というものも少なからずあったかと思いますが、その部分での影響はあったかどうかお伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 それぞれの活動の中では、やはり例えば先ほど申し上げましたアートを活かしたまちづくりに関わっていただいている隊員につきましては、そのアートイベント的なものが開催しにくいとありますとか、そういったようなところはあったかなというふうに考えております。

あと、新たに情報発信のほうで隊員を募集した際には、なかなか手を挙げていただける希望者の方がなくて、決算のほうにも記載がありますが、募集の広告を改めて出した上で隊員に応募いただ

いていると、ちょっと隊員の採用時期が当初の予定よりも遅くなったとか、そういったような影響はあったかなというふうに考えております。

○山形委員長 同じ事業で関連する質疑の委員いらっしやいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑……
山本委員。

○山本委員 176ページの新型コロナウイルス感染症対策費の野岩鉄道に対する奨励金のことなんですけれども、先ほど支援として、利用者は減ったけれども減便をしなかったので243万5,000円を出したということなんです、これ考え方として、今も続いているわけなのでまたこういうものが出てくるかもしれないんですが、それというのはずっとこういうものを野岩鉄道に対して出していくという考え方なんです。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 新型コロナウイルス感染症対策に関連する野岩鉄道への支援というような形につきましても、今年度も6月補正予算のほうで、金額としては380万ほどだったと思うんですが、予算を計上させていただきまして、今年度も同様に実施する予定を関係自治体と調整しているところでございます。

例えば今後それがずっと続くかどうかということについては未確定ではありますが、野岩鉄道に対しましては、本市としても株主というところで第三セクターの運営に関わっておりますので、本体のほうの野岩鉄道事業費のほうで経常損失に対する支援ですとか、それから施設、線路とか、トンネルとか、電気設備とか、そういったものへの補修の支援、そういったものは、現時点では関係自治体と協調して行っていく予定というふうにしていただいております。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 野岩鉄道に対しては合併以来ずっと支援をしているんですが、ちょっとこの際なのでお聞きしたいんですが、施設が市の中にあるという、市と関係しているということでこういうものを出していると思うんですが、実際、市民の方がどのくらい使っているんですか。

○山形委員長 利用状況ということで、
課長。

○松本企画政策課長 野岩鉄道、鉄道の線路自体は本市は通過しておりませんで、塩原温泉の尾頭トンネルを抜けた先、そちらのほうに上三依塩原温泉口駅という駅がございまして、そちらのほうにゆーバスのほうは行って接続しているというような形になっております。

市民の利用がどのくらいあるかというところでございますが、野岩鉄道からの情報によりまして、上三依塩原温泉口駅付近で定期券を利用している方、それは市民には限らず日光市側も含めまして、定期券の利用はほぼないというふうに聞いておりますので、主には観光客の方が野岩鉄道を利用して、塩原温泉にいらっしやるというような利用のみではないかなというふうに捉えているところであります。

○山形委員長 同じ事業について質疑する委員いらっしやいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかに事業で質疑する委員いらっしやいますか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、説明にはなかったんですが、ここで質疑していいかどうか。

監査委員からの意見書の中に組織に関する記載があったので、企画政策課なのかなと思ってお聞きするんですが、意見書の4ページのところで、

債権管理条例に基づきということ、債権の管理に関して一元管理をする組織の整備を進めることを求められるというふうな記述があるんですが、これについては企画政策課の管轄なのかどうか、まず伺います。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 組織機構の改編につきましては、企画政策課で所管しておりますので、まずはそのことはお答えさせていただきたいと思います。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうした監査委員の意見に対して、どのように考えているか伺います。

○山形委員長 課長。

○松本企画政策課長 監査委員からの意見で、債権管理を一括して所管するような部署というような御指摘をいただいているのは認識しているところで、例年、組織機構の改編に当たっての関係部署との意見の集約などにおいても、そういったところについても検討させていただいているところでございます。

債権管理につきましては、さきに債権管理条例もできましたので、今後その組織というところになろうかと思いますが、やはり管理する債権の対象の範囲でありますとか、あるいは事務の分担でありますとか、従来、既存であります例えば、総務部になります収税課との調整でありますとか、あるいは同じような債権を持っている例えば保育園関係であったりとか、学校関係であったりとか、そういった部分との債権の範囲をどういった形で整理するか、そういったところで意見を集約していく中では、課題もあるなというところなどで考えております。

いつの時期にというところは、ちょっとこの場では明言はできませんが、ただ、検討としては俎上に上がっているということはお伝えさせ

ていただきたいと思います。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

企画政策課の所管の審査事項は以上となります。

ここで、昼食のため休憩いたします。委員会の再開は13時となります。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時00分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎デジタル推進課の審査

○山形委員長 ただいまからデジタル推進課の審査に入ります。
担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第76号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○村松デジタル推進課長 (議案第76号について説明)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 4月15日からということで、これまでアドバイザーとして御契約をいただいていたんだらうと思うんです。それを今度、非常勤特別職という職にすると。どのように違うのか御説明いただきたいと思います。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 御説明差し上げたとおり、これまで無償で行ってきていただいた内容につきましては、これまでどおりやっていただくような形になるかと思えます。

それは職員へのDXの講義ですとか、あとは児童生徒、学校に出向いてのプログラミングですとか、デジタル関係の講義とか講演とか、そういったものはこれまでどおりやっていただくような形になるかと思えますが、さらにそれより深い部分が今後入ってきますので、深いといいますのは、DXの推進戦略を今策定しているところなんですけど、有識者懇談会の会長もやっていただいているようなところもございますし、またそれだけに限らず、本市のデジタル化の様々なアドバイス、こういったものをいただくようになるかと思えます。

これまでのちょっと経緯を簡単に御説明しますが、これまでDXフェローの任命のときに大体月4回から5回というふうなことでお願いしていただんですが、御本人が非常にやる気になっていただいているような部分もありまして、そこにとどまらず、もう回数でいきますと月に10回以上、それから細かい打合せをコミュニケーションツールとかでやっているんですけども、メールなども使っているんですけど、それは月に30回以上、これまでに100を超えるやりとりをしてきているわけなんです。

そういった中で、当初は御本人も無償ということで御了解はいただいていたんですが、我々といまして今後こういう定期的なこともありますし、ぜひともうちのほうの非常勤特別職になっていただいて、定期的に報酬を支払った中でそういった活動をしていただきたいと思います。そういった事情もありまして、今回、非常勤特別職に任命するというような形になります。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 経緯は理解したところでございます。

続きまして、月額5万円という金額なんですが、先ほどの説明だと市の顧問弁護士とか、そういったところの扱いと同等ですという説明だったんですが、顧問弁護士は弁護士という国家資格、お医者さんであれば医師という国家資格等があるかと思うんです。こういったなかなかデジタル関係って非常に難しいというか、そういう資格があるのかどうか分からないんですが、その辺の額をきちんと算出した根拠を再度御説明をお願いします。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 報酬の根拠ということなんですけれども、議員おっしゃるとおり、なかなかちょっと難しいところがございまして、市のほうでもこういう資格を持っているから幾らですとか、こういうことができるから幾らとかというふうな基準がない状況なんです。

我々もちょっとどうしようかなと思っていたところではあるんですけれども、岡田氏自身いろんな資格をお持ちだと思うんですが、ちょっとここではどんな資格を持っているか今手元になんて分からないんですけれども、御本人もA B E J A という会社の社長をされていながらやっていたくようなところもありますし、形態としまして、我々が朝でも夜でも時間を問わず、問合せをしたことに対して回答をいただくというような、いわゆる顧問弁護士よりも範囲は広いんですけれども、ほかに基準がなかったものですから、顧問弁護士さんと同じような形態ということで、同等の5万円という形にさせていただいたところでございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第76号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第76号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○村松デジタル推進課長（議案第67号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 予算書8ページ、債務負担行為補正の部分なんですけれども、先ほど説明ございました複合機の賃借料5年分ということで、2,300万というところなんですけれども、これは何台賃借するのかお伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 台数は28台になります。

○山形委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終結したいと思います、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○村松デジタル推進課長（認定第1号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、82ページにページ数ではなるんですが、行政情報システム管理費、30事業の中の82ページの中ほどにある光ファイバーケーブル支障移転業務ということで何か所か出てございますが、光ファイバーケーブルの移転を市がやる

理由を御説明いただきたいと思います。

○山形委員長 係長。

○福田デジタル推進課長補佐 それでは、光ファイバーケーブルの移転補償の理由ですけれども、光ファイバーケーブル、当然、東電柱、NTT柱、どちらかに添架するものであります。その電柱を土地の開発等で東電なりNTTの元を動かすことになったら、それに伴って動かす必要があると。それに伴う移転の補償費が発生するというものでございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 については理解しました。

これについては、どこからも歳入はないということになるのでしょうか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 はい、歳入はございません。

○山形委員長 今の事業について質疑ある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑のある委員いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

デジタル推進課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時32分

○山形委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎秘書課の審査

○山形委員長 ただいまから秘書課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

秘書課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○増渚秘書課長 （議案第67号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○増渚秘書課長 （認定第1号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 170ページになります。

一番上のところの広報なすしおばら新聞折り込み、これ何回分か教えてください。

○山形委員長 課長。

○増渚秘書課長 3回分になります。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 そうするとこの金額を3で割って、新聞折り込み3万5,000円ぐらいにしたということによろしいんですか。

○山形委員長 課長。

○増渚秘書課長 5月20日号、6月5日号、6月20日号の3回になりますが、5月20日号については3万1,100部、そしてそのほか2回分にしては3

万200部ということで、若干の違いはございますが、おおむね同様の金額で3回分ということになります。

○山形委員長 同じ事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようでしたら、その他のほうの事業で質疑ある委員いらっしゃいますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 私のほうからは、市政報告書の78ページ、シティプロモーション事業費についてでございます。

まず、報奨金、まちづくり大使活動謝礼40万円についての内容について伺いたします。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 まちづくり大使活動謝礼ということで40万円の支出でございますが、まちづくり大使の方に、市のほうのイベント等への参加をお願いした際に各10万円ほどお支払いするものでございます。

4回行っていますが、U字工事の福田さんが2回、1度はなすしおばらチャンネル、こちらがお二人からのメッセージを、動画を作成してもらいましてアップしたものでございます。

それからもう一点が、昨年度、那須塩原映画祭、こちらのほうに短編映画「クランクイン塩原」を上映しておりますが、こちらへの出演の謝礼ということになります。それから岡田眞善さんが2回、1度は板室地区で開催しました温泉ガストロノミーツーリズム、こちらの交流会の司会等に対してのお礼でございます。

それからもう一点、東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーション、こちらは大原間小学校で実施されましたが、こちらへの司会として活動いただいた分の謝礼ということになって、延

べ4回、40万円ということになってございます。

以上です。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 了解しました。

関連で、その下の委託料についてなんですけれども、3件の業務委託で690万円支出しているわけなんですけれども、それらの効果について御説明お願いいたします。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 1点、シティプロモーション業務としまして、こちらはNPO法人なすしおばらまちづくりプロジェクトのほうへ業務委託しているものでございます。

実際にコロナ禍の中で業務は限られておるところでしたが、例えばテイクアウト情報の収集等あるいは提供していただいたりとか、医療従事者への寄せ書き募集であったりとか、それから、会報誌の発行を含めまして、コロナ禍の中にあっても大変活動をやっていただきまして、プロモーション業務のほうをやっているところでございます。

それからシティプロモーションアドバイザー業務、こちらについては、東海大学の広報メディア学科教授河井先生のほうにお願いしているものですが、こちらは職員向け研修実施ということをお願いをしております。行政としてもメディア活用という部分、しっかりとやっていかなければならない中で、幾つか御指導をいただいているところでございます。

それから、FMラジオ番組制作放送業務、こちらはFM栃木、エールなすしおばらの番組でございますが、メインパーソナリティ岡田眞善さんを中心に市のほうの御紹介をいただいて、こちらについても市のプロモーションのほうに大変寄与していただいたものというふうにご覧いただいております。

以上です。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 内容は了解したんですけれども、これらの業務委託を行った上での効果、あるいは成果について伺いたいですけれども、説明をお願いいたします。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 失礼しました。

それぞれシティプロモーション業務に携わる、関係する業務ということでございます。

当然、こちらは成果を受けまして、今後の市としてのプロモーション業務に十分通用できていくというふうを考えてございます。

それぞれの業務の質といいますか内容は違いますけれども、同様に市のプロモーションということでございますので、今後、しっかり活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山形委員長 同じ事業で質疑する委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、ほかの事業についての質疑がある委員の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書66ページの広聴広報費、広報紙発行事業についてですが、先ほど前年対比270万円の減額になったのは、月2回だったのが10月以降は1回になったからということだったと思うんですが、1,730万の当初予算と比較すると約410万ほど差額が出るんですが、ほかにやらなかった事業とかというのがあるんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 印刷製本費におきましては354万円程度の減になってございます。それ以外、事業の中で、できなかったものはございませんが、一

部、広報なすしおぼらの郵送料、こちらの発行回数が減になってございますので、通常、自治会長さんを通してお配りしている広報ですが、それ以外に郵送でお送りしているところもございまして、こちら発行回数の減によって一部減額というふうになってございます。

そういったところが内容になります。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、当初予算からの差額については、全てその10月以降の月2回を1回にしたというのが要因だと、そういう理解でよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 こちらの広報紙発行費の中では、こちらがメインになっております。

○山形委員長 同じ事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 その広報紙の発行のところの下のように、5月5日の新聞折り込みの金額が入っているんですが、先ほどお伺いしたときに5月20日、6月5日、6月20日の広報の折り込みがコロナウイルスのほうのお金で入っていたんですが、これはなぜですか。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 5月5日号の折り込みに関しては、本当に早急な中で、予備費として対応をさせていただいたものでございます。これはコロナの予算のほうの手当が間に合わなかったということもありますので、こちらについては予備費充用でさせていただいたというところでございます。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、結局新聞折り込みをしたという、そのことは同じなんですけど、分けたということよろしいんですか。

○山形委員長 課長。

○増渕秘書課長 おっしゃるとおりでございます。

休憩 午後 1時58分

○山形委員長 ほかに同じ事業で質疑のある方いらっしゃいますか。

再開 午後 2時40分

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

—————◇—————

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

◎市民協働推進課の審査

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ただいまから市民協働推進課の審査に入ります。

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

〔「異議なし」と言う人あり〕

市民協働推進課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

—————◇—————

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○後藤市民協働推進課長 （議案第67号について説明）

○山形委員長 異議がないものと認めます。

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

星委員。

秘書課の所管の審査事項は以上となります。

○星委員 この結婚対策事業なんです。どのくらいの相談件数のうちにこのような結果に結びつい

ここで暫時休憩いたします。

たのかをお尋ねいたします。

○山形委員長 課長。

○後藤市民協働推進課長 まず、この縁結び事業につきましても、登録者数が今年の8月末現在の数字になりますが、115名の登録者がございます。その登録者を担当の結婚サポーターという方々が、プロフィールに基づきまして、毎月マッチング会議というものを行っております。この方とこの方をお引き合わせしたらどうかという会議になります。

そのマッチングの件数自体は、令和2年度におきましては54件ほど検討はしたんですが、マッチングに、お引き合わせというんですけれども、お引き合わせに、そこまでいったのが10件という件数でした。これは理由としましては、例年は50件以上マッチングを行っているところなんですけれども、昨年度につきましては、新型コロナの関係でサポーター会議自体が中止の期間が長かったということで、どうしても実績の数字は少なくなっております。

○山形委員長 ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、 採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○後藤市民協働推進課長 （認定第1号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

星委員。

○星委員 85ページの2款1項11目ですが、男女共同参画費ということで、コロナ感染のあったため

にフォーラム、セミナー、また研修とか様々、中止になったということで、これは10事業も20も30も全てそうだと思うんですが、このコロナの影響といますか、市民の活動していく中で、影響的な部分が見受けられたのかどうかをお伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○後藤市民協働推進課長 コロナの影響で市民活動に影響があったのかということで、こちら男女共同参画というと、女性団体ですとか、そういったところと関係が深いところでございますが、各団体それぞれ、やはり事業はやりにくく、例年であればやっているような事業もほぼ中止になったような状況でございました。この男女の女性団体だけに限らず、市民活動全体として何も活動ができないという声は聞こえておりましたので、コロナの影響というのは大きかったと思っております。

○山形委員長 同じ事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業で質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民協働推進課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時28分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎那須塩原駅周辺整備室の審査

○山形委員長 ただいまから那須塩原駅周辺整備室の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

那須塩原駅周辺整備室については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度
那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを
議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 （認定第1号につ
いて説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

中里副委員長。

○中里副委員長 市政報告書78、79ページ、那須塩
原駅周辺まちづくり総合調整費についてでござい
ますけれども、まず、委託料の中的那須塩原駅周
辺まちづくりビジョン有識者会議運営業務335万
円、これについての具体的な内容について伺えま
すか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 こちらにつきまし
ては、令和元年度からの引き続きとなっております
が、庁外の、ビジョン策定に当たりましてまず
は外からの視点を加えたいということで、外部
の有識者の方4名、大学の先生などになりますが、
から構成させていただいております有識者会議と
いうことを設置させていただきまして、会議を持
たせていただきながら、ビジョンの策定に向けて
議論を重ねていただいたというところでございま
す。

こちらにつきましては、昨年度3回ほど開催さ
せていただきまして、ビジョンの策定に御尽力い
ただいたというものでございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 ちょっとお伺いしたいんですけれ
ども、先ほども説明があった有識者に対する、今
の説明だと謝礼というか報償金のような説明に聞
こえてしまうんですけれども、報償金の有識者会
議委員謝礼と、この有識者会議運営業務の違いに
ついて、教えていただけますか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 失礼いたしました。

業務委託につきましては、そちらの有識者会議
を運営していただくというところで、そちらの運
営を別にコーディネーター的な方をお願いをし
まして、運営をしていただいたというものになっ
ておまして、そちらの業務委託という形になっ
ております。

副委員長おっしゃるとおり、委員に対しての報
酬につきましては、別途謝金という形で予算組み
させていただいております。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 了解しました。

その運営業務が年に4回行われたという認識で
よろしいんですか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 そのとおりでござ
います。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 了解しました。

では、続きまして関連するところなんですけれ
ども、同じく委託料のアンケート調査業務、114
万円なんですけれども、どのような形でアンケー
ト調査を行ったのか、お伺いいたします。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 そちらにつきまし
ての概要の説明かと思いますが、昨年度、本来で
あればまちづくりのワークショップを開催しまし
て、広く市民にお集まりいただいて、ビジョンに

対して御意見をいただきましたかったというところなんです、コロナ禍というところで、対面というのがちょっとできないものですから、急遽アンケートに置き換えまして、市民の皆様の声を聞くという形を取らせていただきました。

昨年度、こちらにつきましては、9月12日から10月2日という形で21日間の期間を設けまして、無作為抽出の15歳以上の市民の方2,000名に対してアンケート調査を行いました。内容としましては、まちづくりに対する設問ですとか、自由記述で、まちづくりに対してどんな思いを持っているかというのを吸い上げたものになっております。

調査用紙につきましては、紙によりましての回収と、あとウェブからの回収という形を取らせていただきました。回答率としましては57.7%をいただくことができて、まちづくりのビジョンに大変役立たせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○山形委員長 ほかに同じ事業で質疑ある委員の方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 ただいま説明をいただいたところなんです、私、理解ができないのもう一度お伺いします。

委託料の一番上のまちづくりビジョン有識者会議運営業務で、先ほど3回会議を開いたということで、それをコーディネートしてもらったということなんです、つまり335万5,000円ということは、1回につき100万円以上のお金をそのコーディネートをさせていただいた個人か組織か分からないんですが、ということなんです。すごく高いと思うんですが、何をさせていただいたんですか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 そちらにつきましては、会議の運営というところもありますが、会議の本当に実質的な運営です。有識者会議の先生方の調整から始まりまして、資料等の準備、あとは当然最終的には報告書等もありますが、それ以外にも関連するところ、委託先のほうで人脈を使わせていただきまして、そのまちづくりビジョンの策定に必要なオブザーバー的な方を呼んでいただいたりとか、そういった諸々、一連の工程を手伝っていただいたという形でございます。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 駅周辺整備室というのがあって、もちろんされているんだと思うんですが、そうすると、この整備室は何をされていたんですか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 当然、丸任せというわけではないので、当然事務方としまして、その場には入らせていただいて、調整的なものはやらせていただきながら、進めさせてはいただいております。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 なぜこうやって聞くかという、外からの視点をとということで4名の方に対しては、会議の委員謝礼ということで、この41万6,800円の中の何がしかをお支払いしているんだと思うんですが、それが高いか安いかはともかくとして、コーディネートをする人たちのお金を考えると、何となく腑に落ちないところがございまして、お聞きしているところですが、もう少し分かるように説明していただけますか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 当然、有識者の先生方、様々な専門分野でそれぞれに高い知見をお持ちの方でございますので、そういった先生方の御意見をうまく引き出すというテクニックもござ

いますし、あとそれらを取りまとめていく専門性的なものも必要かと思っております。

あと、先ほどもちらっと触れましたが、様々な依頼先の方、ネットワーク、人脈を生かしまして、様々なオブザーバーなどもいただくというところで、特異性があるというところでスペシャリスティックなものというところで、確かに金額ではそのように御覧いただけたと思いますが、決して高いものではないと、内容を鑑みればというふうに私どもは考えております。

○山形委員長 同じ事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 73ページです。新庁舎整備事業、中段のところですけども、土地購入費は7億7,374万8,866円ですけども、ほかにかかっている費用だけで1億ぐらいあるのでちょっとお伺いしたいと思います。

役務費の手数料、鑑定評価、この120万ほどですけども、これの内容について多少なりとも御説明いただけますか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 鑑定評価の中身ということよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、手数料ということで、本当に不動産鑑定評価に用いた金額という形で、業者さんとしては2者ほどお願いをいたしまして評価をしていただいたというものでございます。中身としましては。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 評価をどのように書かれてありましたか。

○山形委員長 ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 不動産鑑定の評価の中身ということだと思います。

1件当たりではなくて3件やらせていただいております、そちらにつきましての評価の結果の120万という形の依頼内容になっております。

結果といたしましては、それぞれに平米当たり単価を出していただくとか、そういった形での評価という形で、適正なものとして評価をいただいたというふうに考えております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 評価は適正かどうかということの評価だったのですか。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 鑑定評価自体が、その後の土地評価の基準値を算定するための基礎となるようなものを出していただくという評価になりますので、そちらの算定をやっていただいたという形になっております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 分かったような、分からないようなんですけども、ここは取りあえず了解しました。

続いて、委託料でこの504万1,000円、これの委託内容と成果についてお伺いしたいと思います。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 こちらの内容につ

きましては、記載のとおり2本になっております。物件の調査と土地評価の2件になっておりまして、土地の物件の調査につきましては、スーパーブロック内に建物等がございますし、あと田んぼですとか畑を従来やっておりましたので、そちらに係りますポンプですとか井戸、そういったものの移転補償という形を算定するために行ったものが物件調査451万という形になっております。

それに加えまして、土地評価ということで、こちらでも2回ほどやらせていただきました、その結果ということで、89万1,000円、それが土地評価という形になっております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 私は最初、504万のほうを聞いたんですけども、その土地にあるものを調査した、面積とか土質調査とか、そういったことはここには含まれていないんですね。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 地質的なものの調査というものではございません。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 それで、その下の89万1,000円のほうが、これが土地の価格についての調査ということですか。これと、そうしましたら先ほどの不動産鑑定評価との関係的にはどのような評価の仕組みがあったのでしょうか。

○山形委員長 副主幹。

○福島那須塩原駅周辺整備室副主幹 まず、不動産鑑定につきましては、標準宅地の評価をしていただきまして、それに基づきまして、土地評価のほうでは17筆、今回購入した筆があるんですけども、それぞれの筆について、その標準価格から角地ですとか、道路からの高低差ですとか、奥行きですとか、そういったものを勘案して、それぞれの筆ごとの価格を出すものが、こちらの委託費の

ほうにあります土地評価のほうの価格になります。それに基づきまして地権者様と交渉をして、契約をして買わせていただいたという形になります。

以上です。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

最後に、一番下段の1億400万幾らかという金額があるんですけども、これの内容についてお伺いしたいんですが。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 こちらにつきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、スーパーブロック内に建物がまだ建っております。そちらの住宅の移転と、あと先ほど話させていただきました、これまで田んぼですとか宅地で使っていたところにありますポンプですとか井戸の部分の移転補償という形での物件調査に係る補償費という形になっております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 最後といいながらですけども、住宅は何件分だけ、最後にお伺いしたいと思います。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 移転の対象となっておりますのは3棟という形になります。

○山形委員長 室長。

○鈴木那須塩原駅周辺整備室長 失礼しました。

曳家として移転するものとしましては3棟なんですけども、補償の対象としましては4棟になります。申し訳ございません。

○山形委員長 ほかに同じ事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員
間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
します。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり
認定すべきものと決しました。

那須塩原駅周辺整備室の所管の審査事項は以上
となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時53分

○山形委員長 では、休憩前に引き続き委員会を再

開いたします。

◇

◎選管・監査・固定資産評価・公
平委員会の審査

○山形委員長 これより、選挙管理委員会事務局、
監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平
委員会の審査に入ります。

初めに、板橋事務局長から御挨拶をお願いします。
局長。

○板橋選管事務局長 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

ただいまから選挙管理委員会事務局、監査委員
事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の
審査に入ります。担当課の皆さん、お疲れさまで
す。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定
資産評価審査委員会、公平委員会については、総
務企画常任委員会に対する付託案件がありません
ので、予算常任委員会(第一分科会)に切り替え、
審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討
論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度
那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題と
いたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
局長。

○板橋選管事務局長 (議案第67号について説明)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

局長。

○板橋選管事務局長 （認定第1号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 歳出のほうの114ページから115ページなのですが、まず報酬なのですが、この非常勤職員の報酬の何日分で幾つと書いてあるんですが、これ1日幾ら出ているのか教えてください。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 報酬のほうのそれぞれの単価等、積算根拠になってくるかなと思いますが、まず投票管理者につきましては、1人当たり1万2,800円掛ける43か所、55万400円、投票立会人、こちらが1人当たり1万900円、基本的には1か所につき2人で40か所で87万2,000円。それから、開票管理者につきましては、1人当たり1万800円、開票立会人でございますが、8,900円掛ける3人ということで2万6,700円というところでございます。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 それは分かりました。

その次の職員手当の一般職手当というのがあるんですが、これも皆同じお金なんですか。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 職員手当費につきましては、先ほどの報酬とはまた別の職員に対する手当ということでございまして、こちらについての大まかな積算を申しますと、投票事務に従事した方につきましては、単価でいきますと2,058円掛ける当日ですので15時間、人数にして254人、およそ780

万円ということでございます。

また開票事務でございますが、これが22時以降、また22時以前ではちょっと単価が変わってくるんですが、22時以前でございますと2,059円掛ける1時間掛ける117人で約24万、22時以降につきましては2,469円掛ける2時間、63人で30万、合わせまして開票としては約54万円。

また、期日前の投票に対するこちらのほうもございまして、平日ですと2,153円掛ける3時間掛ける7人掛ける5か所ということで10日間、約226万、休日がちょうど6回あったものですから、同じような積算で約50万、合わせますと276万。

そのほか、事務局手当がございまして、これが約20人、これは併任書記とか、いろいろなお手伝いをしていただいている方、お休みのところも仕事をさせていただいた、合わせて420万。

合わせまして約1,500万というような積算根拠になっております。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、確認なんですけれども、この職員手当が1時間2,000円何がしというのは、多分正規の職員の方が従事したときのお金だと思うんですが、その前のページの非常勤職員報酬というのは、これは市役所の職員ではなくて、自治会とかシルバーとか、今若い人も募集していると思うんですが、そういう方のお金だというふうでよろしいのでしょうか。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 委員お見込みのとおりということでございます。

なお、こちらの報酬単価につきましては、市の規則によって決まっているものでございます。

以上でございます。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 投票立会人という方が1日当たり1万

900円だというふうにおっしゃっていたんですが、もちろん市の職員のやる仕事と立会人の仕事は違うと思うんですけども、職員につきましては、時給で2,000円以上で、この投票立会人というのはそれに比べるとかなり低いんですが、半分ボランティアみたいなことで考えていらっしゃるんですか。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように規則で、日額幾らということで決まっているということがまず1点ございます。

あともう一点は、立会人について、ボランティアというような考え方、そういう考え方については、こちらのほうでは捉えてはいない、そのような考えを持ってございます。

以上です。

○山形委員長 同じ事業で質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 その上の那須塩原市議会議員選挙費ということになるわけですけども、これは当初予算で231万8,000円の予算だったんですが、146万ということで、90万前後に予算からすると減額になっているんですが、何が予算よりも減ったんでしょうか。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 こちらにつきましては、大きくは、先ほど当初説明いたしました、いわゆる各候補者に配布する七つ道具こちらの作成費、こちらは例年かかっている費用よりも、実際に見積り合わせをしたところ、こちらがかなり安く抑えら

れた、そちらが要因でございます。

以上でございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 それはそうすると、その需用費が減ったと、そういうことですか。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 おっしゃるとおりです。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 当初予算では、職員手当等ということで54万の予算だったと思うんですが、決算は8万9,791円という金額なんです、この差は一体何でしょうか。

○山形委員長 局長。

○板橋選管事務局長 こちらにつきましては、当初予算の見込みの額がございましたが、口幅ったい言い方ではございますが、かなり計画的にスケジュールを組んで一生懸命経費削減に取り組んだところ、このような結果になったところで、私としても喜ばしい限りというふうに考えているところでございます。恐縮でございます。

○山形委員長 同じ事業で質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑のある委員いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時19分

○山形委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

以上で、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査を終了いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○山形委員長 本日の議事日程は全て終了いたしま

した。

本日はこれをもって委員会を散会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時20分

総務企画常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

令和3年9月14日（火曜日）午前9時55分開会

出席委員（9名）

委員 長	山形 紀弘	副委員 長	中里 康寛
委員	鈴木 秀信	委員	星 宏子
委員	相馬 剛	委員	鈴木 伸彦
委員	中村 芳隆	委員	山本 はるひ
委員	玉野 宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	小出 浩美	総務課長	平井 克巳
総務課長補佐	菊地 直路	行政係長	佐藤 吉将
人事研修係長	栗川 成人	給与厚生係長	柳 英希
危機対策班長	東泉 秀幸	副主幹	関谷 和俊
財政課長	広瀬 範道	財政課長補佐 兼管財係長	相馬 和男
財政係長	印南 和也	契約検査課長	浅賀 保幸
契約検査課長 補佐兼 検査係長	斉藤 哲也	契約係長	本澤 英紀
課税課長	秋元 武志	課税課長補佐 兼税制係長	戸山 みどり
市民税係長	杉本 功	国民健康保険 税係長	佐藤 久美子
資産税土地 係長	大島 知美	資産税家屋 係長	田端 政昭
収税課長	福田 正樹	収税課長補佐 兼収納係長	横山 純一
徴税担当 副主幹	君島 直行	徴収担当 副主幹	高山 衛
特別整理班 副主幹	室井 昭博	会計管理者 兼会計課長	織田 智富

会計課長補佐 兼歳入係長	渡	邊	真	紀	歳出係長	八木澤	佳	代
議会事務局長	増	田	健	造	議事課長	渡	邊	章二
議事課長補佐 兼庶務係長	印	南	恵	子	議事調査係長	佐々木	玲	男奈

出席議会事務局職員

書記 飯 泉 祐 司

議事日程

1. 開 議
2. 審査事項

〔総務部〕

- ・総務部長挨拶

〔総務課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

- ・議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

[会計課]

- ・ 会計管理者挨拶

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[議会事務局]

- ・ 議会事務局長挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

- ・ 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開会 午前 9時55分

◎開議の宣告

○山形委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き2日目、総務企画常任委員会を再開します。

ここからは着座にて進行させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

—————◇—————

◎総務部の審査

○山形委員長 これより総務部の審査に入ります。

まず初めに、小出部長から御挨拶をお願いします。部長。

○小出総務部長 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務課の審査

○山形委員長 ただいまから総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

総務課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度

那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○平井総務課長 (議案第67号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、予算執行計画書の14ページ、3001事業の防火水槽の撤去なんですけど、防火水槽について、設置されていた経緯を御説明いただければと思います。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 設置までの経緯ということでの御質問でございますが、こちらは、消防等とも協議した中で、こういった場所が消防水利のほうが不足しているというような中で、一般的にですけれども、そういったところの地域に住民の方にお声をかけさせていただきまして、土地の御提供といえますか、使用貸借というふうになります。中身としては、借地料が発生しない使用貸借、こちらの契約をいただいて設置を図っているという場所になります。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 その計画については、そうすると、契約期間というのは設定されていなかったんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 契約期間は設定してございます。ただ、今回は、契約期間満了というよりは、土地所有者の御都合により撤去をお願いしたいというような依頼があったことから、今回、補正で予算を計上しております。

○山形委員長 同じ事業について質疑がある方、関連する委員。

星委員。

○星委員 撤去するのはいいんですけども、多分ここは、設置する場所がなくて民地を借りていたということであったと思いますが、今度のめどはついたんですか、次に造るところは。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 まず、撤去におきましては、どうしても消防水利でございますので、消防のほうにここを撤去した場合の影響というものを確認してございます。新設、設置した以降、消火栓等の設置もございまして、消防のほうでは特段影響には至らないだろうというところから、今回撤去する2か所については新たな防火水槽というものの設置は今のところ考えていない状況です。

○山形委員長 ほかに同じ事業について関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

星委員。

○星委員 執行計画書の4ページの2款1項2目の人事研修のふるさと応援隊、先ほど詳細の説明がございましたが、日本航空が中学生にキャリア講習をされるということで、もう少し詳しいことが決まっていましてら教えていただきたいんですが。何校で、中学校全校ではないと思うんですけども、どこの中学校でやるとか、どのくらいの人数だったりとかという部分がもし決まっていましてら教えてください。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 まだ予算のほう確保できていない状況なものですから、詳細については詰めてはございません。

現段階で考えておりますのが、学校教育課とも協議しているところなんですけれども、中学校1

校というところで考えております。ただ、こちらは来ていただいて1校、あとオンライン等で、そちらもまたやっていただけるような話もいただいております。そういったところでは複数校できればなというふうには考えてございます。

○山形委員長 今の箇所に関連する質疑ある委員いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑のある委員いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 今の4ページの今のところの上の方に防災対策費というところがあるんですが、これ、新規事業の地区防災計画策定支援の内容について。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 地区防災計画でございますが、市のほうでは、市の防災計画というのがあります。災害対策基本法の改正で、地域でもそういった計画をつくっていきましょうということになってございます。今回は、その作成に関しまして、地域が策定する流れの部分を支援するというような形で予算措置でございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 課題は、市全体でやる、市がやるものとかあるんですけども、実際は地域ごとに、河川のそばだったりかけ崩れの近くだったり、地域ごとに場所が違うので状況が本当に違うんじゃないかと思っておりますので、これは地域と書いてあるので、エリアごとの条件に合わせた防災計画を立てていくという考え方でよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 計画そのものは地域の方々がつくるというようなイメージになっています。1つには自治会、自主防災会とか、そういう会があるか

などは思っているんですが、そこの地域でどういった形のものを、地域の実情に合わせて策定していく。そこには県の防災士会の協力を得た中でそういう詳細について煮詰めていくというようなイメージでの策定に持っていく形になります。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 地域でやるときにはおっしゃったような組織があるわけでございますけれども、せっかく防災倉庫なんかを建てて道具が置いてあって、自治会でやるんですけれども、お金くれるから道具買っておくみたいなどころもあるんですよ。そうじゃなくて、やはり、何というんですか、高齢者の見守りみたいな、社協が行って。そこに組織づくりを協力しているんなことを取り組むということをやっているんですけれども、やっていますよね。同じように、防災も、その地域のこと、緊急性、本当によく考えなければいけないということ、そんなに緊迫した状態でない地域もあると思うんです。その地域に合わせて、地域の人を集めて、本当にここは想定できる災害は何だ、それに合わせて、そのときの動きはどういうことをしたらいいかということをちゃんと地域の人が考えるようにして地域主導でやるような取組が必要なのかなと思ったんですけれども、そういうことをやるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 委員おっしゃったとおりでございます。

○山形委員長 ほかに同じ事業について関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 そうしましたら、1ページの総務費補助金の消防団設備整備補助金80万8,000円、これについては特段歳出のあれがなかったんですが、これは消防団活動費に充当というふうになっているんですが、特段何か設備に関してこれを充てる予定があるのかどうか伺いたい。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 こちらですが、80万8,000円の使途でございますが、今、委員がおっしゃったとおり消防団活動費のほうに充当ということで、今年度、救命胴衣を購入ということで予算計上させていただきます。その救命胴衣の購入に当たって、補助対象ということで国のほうから決定を受けて、歳入の今回補正で入れているという流れになります。購入としましては救命胴衣に充てる。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 恐らく当初予算でその救命胴衣が載っていたんだろうと思うんですが、パーセントとしては、これは何%ぐらいの補助金になるんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 3分の1になります。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 恐らく当初予算で1回あったんだと思うんですが、これは何名分ぐらいの予定なんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 225着ほど購入するというところで進めております。

○山形委員長 同じ箇所について関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの箇所について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた

します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○平井総務課長 （認定第1号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星委員。

○星委員 191ページの4款1項5目の9001事業、放射能対策費ですが、先ほどの説明ですと除染して埋設したところの補修箇所が令和元年よりも少なかったというお話でしたが、こちらのほう大体件数何件だったか分かりますか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 それでは、件数でございますが、まず令和元年度は9か所ございました。令和2年度については5か所ということで、4か所減、箇所数でいきますと4か所減という形になってございます。

○山形委員長 星委員。

○星委員 毎年これは少なくなってくるものなのか、それともその年によって、ほぼ同じ時期によって埋め方によってもそれぞれだと思ふんですけれども、経緯としては今現在では少なくなってきたような感じですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 年度によってやはり増減というのはあるかなというふうに感じております。ただ、極端に数が多いというわけではなく、やはり年数たつてちょっと沈下しているとか、あとは場合によっては、事情が生じて場所を変えるとか、そういったものがございまして、やはりそのあたりも年度によって、申出によって対応するような形になっておりますので、年度によって大分変化は生じているものでございます。

○山形委員長 星委員。

○**星委員** 事情によって、その場所を変えるということもあるということなのですが、かれこれ10年、まだ10年だと記憶にも新しいところではあるんですけども、この先もっと何十年もたったときにレベルが下がってればいいんですけども、各家庭の中でそれさえももう分からなくなっているような状況というのも今後出てくるのかなという心配もあるんですが、そういったところは注意をしていくようなこと、決算ではなくなっちゃうから、いいです。その際ににします。

○**山形委員長** 鈴木伸彦委員。

○**鈴木(伸)委員** 同じところなんですけれども、埋設箇所補修業務、やったことは多分、自分が想像しているのは、住宅の庭先で土壌を上から削るような形で、敷地の中に穴を掘って、見たことはないんですけども、何かシートをかぶせてまた土を埋める、そういう作業をやっているかと思うんですけども、これ補修業務ということは、どういう状態があってどういう補修をするのかというのちょっと分からないんですけども、どういうことをやっているのかなと思いました。

○**山形委員長** 補修業務の内容ということですか。課長。

○**平井総務課長** 補修業務の主な内容ということですが、そのほとんどが沈下するといいますか、もちろん埋めた際に転圧はかけてはいるんですけども、何らかの形でちょっと沈下して、そこを袋をまた入れて平らにするというのが主な補修の内容になっています。

○**山形委員長** 鈴木伸彦委員。

○**鈴木(伸)委員** もしそこに草なんかが入れているとね、腐ったり堆積が下がれば、それをやっていたらいつまでも続く、50年も何年もやっていくか分からないですが、あると思うんですが、そういうものなんですか。毎年こう住宅、これを入れ

ている人たちから要望があれば、もうそのとおり改修しているというのがこの内容ですか。

○**山形委員長** 課長。

○**平井総務課長** まず、表土の除去の埋設に関しましては、草木等は入れない形で対応しているところなんです。なので、全部が全部下がるかというところではないんですが、やはりどうしても場所によっては下がってしまっというところを要望を受けて対応しています。

この対応につきましては、先ほどの歳入でもちょっと御説明したんですが、国のほうでそういうものは見ますよというような形になっていまして、10分の10の補助の交付を受けてございます。そのようなものですから、要望があれば当然対応するというような流れにはなっています。

○**山形委員長** この事業について関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○**山形委員長** なければ、ほかの事業について質疑のある方いらっしゃいますか。

中村委員。

○**中村委員** それでは、せっかくでございますので、歳入の件で物品売払い収入、39ページなんですけど、総務課の所管におきまして334万4,000円が消防自動車を公売によりましての収入を得たということで、初めての経験でございますよね、本当に大きな金額が歳入として収入になっておりますので、本当に心から喜ばしいと思っております。

これにつきまして、5台、どのような方法で公売をかけたのかをお尋ねします。

○**山形委員長** 課長。

○**平井総務課長** 公売の方法ということで御質問を受けました。公売ですが、ホームページ等に掲載した中で期限を設けて入札の形の中で一番高い金額、そういった事業所に売却先を決定させていた

だいている。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました、おおむね。そうしますと、それはホームページの中で全国を規模に視野を広げて、視点を広げての公売をされたということで、オークションみたいな形になっているんですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 特に、どここの地域にある会社であるとかそういった制限はかけてございませんので、議員から御質問いただいた全国ということになれば、範囲ではそういうことになっております。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 本当に今まで、この下取りをしようにもできなかったというものを本当にこういう方法を、私も若いとき、外国、東南アジアに行きますと、何々分団の消防自動車走っているというぐらいの本当に外国に輸出されていたのを大きい改善をしていて、国内では誰も引取り手がいないというようなことで、本当にお荷物的存在が本当にこのようにお金になっていくというのは時代背景が変わってきたのかなという気がしまして、本当に収入を得たということで、大きな買物をしたのではないかと、本当に思っております。

そんな中で、これ当時最低価格を5万円で、1台ということで、車種にもよるんでしょうけれども、販売されたと思いますが、結構、三百三十何万としますと大体平均でどのぐらいの価格で売却できたんですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 5台で334万4,000円ということですが、大体4台が60万ちょっと切るぐらいでして、1台は100万までは行っていませんが、100万ちょっと切るぐらいです。車のメーカーも若干違う

ものですから、そういったところもあるのかなと思っただんですが、1台だけちょっと高めの金額。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 昔では信じられないような金額で売れたということで、そのぐらいの需要が若干日本全体的に増えてきたというのは理解できますんで、今後、こういう車が20年経過して代替えをされるときには必ず出されて、2台購入すれば2台出すというような形でなっていくわけですので、今後、やはりこういうふうにして公売される予定ではいくということなのですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 公売に至る流れなんですけれども、まずこれまでの経緯で申し上げますと、まず市内の企業様等で自社の中で消防活動を行いたいというような企業様がいた場合はもちろん譲渡をしていくという経緯です。今回、そういった周知は図ったんですが、何分の応募がなかった、これ周知の方法もあろうかと思うんですけれども、について公売を初めて行ったということになっています。

今後におきましても、一つの流れとしましては、地域というものもございまして、考えていますのは、やはり地域のその企業様等で自主的な消火活動で用いたいという御希望があれば、できればそちらを優先させた中で、希望がない場合というのが、公売にするという流れが一番いいのではないのかなというふうには考えております。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 じゃ、そうしますと、今後は地域の、那須塩原市の企業の中で欲しいという方がいれば、協議の結果、そちらのほうに販売するというものも可能だということございまして、その伝達方法等をしっかりと小まめにやっていただくということに注意をされていくという解釈でよろしいですね。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 そのとおり周知のほうは、またきちんと伝えるようにしていきたいなというふうに思っています。

○山形委員長 ほかに関連する質疑のほうされる委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の皆さんいらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 それでは、市政報告書62ページの法制執務費70事業ですけれども、聞き間違えなければ、新規事業で庁内法律相談弁護士謝礼というのがあったというふうに。実績件数とか日数とか、それと内容はどのようなだったのかというあたりをお聞きしたい。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 まず、内容のほうから申し上げますと、これまでの市のほうは顧問弁護士という方おまして、特にいわゆる裁判とかそういったものに発展しそうなものは、顧問弁護士に時間いただいて相談とか行っていたのですが、どうしても近年やはりいろいろなところで法の解釈の問題というものも疑義が生じております。それを身近にその弁護士に相談という環境というものがやはり必要なところから、令和2年から実施したものです。

件数でいきますと、令和2年度113件になっております。形としましては、週2回、本庁と西那須野庁舎で午前中の時間ということで、弁護士の先生に来ていただいて、各課で申込みをいただいて相談をしているという事業です。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 話せるところだけでいいですけども、市民からどのような相談内容があるかと

というのは、市のほうで把握はされているんですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 この庁内法律相談は、市民の方が相談するものではなく、仕事を進めていく中でというような相談になっております。

○山形委員長 そうすると113件の相談内容ということで、鈴木伸彦委員、そういうことでよろしいですか。

○平井総務課長 それでは、相談の内容というところでございますけれども、先ほども若干触れたんですけれども、どうしても業務に我々公的な部分が、法律なり条例なり、条例の制定や改廃もございまして、そういったところの解釈とか改正する際、制定する際のいわゆる表現的なものも、そういった部分が一番多い内容にはなっております。

○鈴木（伸）委員 了解。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、同じ箇所なんですけど、当初予算の時点では、相談は1日7時間、月4回の12か月ということで168万の予算が当初組んでありました。今のお話ですと、月2回にしているということですか。週2回。そうすると当初予算168万に対して96万の執行額ですが、この差はそうすると、どこに差が生じたんでしょうか。

○山形委員長 係長。

○佐藤行政係長 お答えいたします。

まず、月4回というカウントなんですけど、週1回で月4回という計算だったんですけど、その週1回というカウント、7時間というものを2日に分ける形で3.5、3.5で見るとなると週1日分というようなカウントしました。

ただ、3.5という時間がなかなか取りにくいということで、1日にして3時間、6時間になるわけなんですけれども、それで1か月当たり計8回

という形ですが、時間にいたしますと週2回分で1日分というような時間数のカウントでやらせていただきました。

また、こちらにつきましては、どうしても庁舎に来る先生の御都合がありますので、当初予算で取っていた額に加えて、実際、実績としてこちらにお越しになれなかった、そういった日にちについては費用が発生しない、すなわち開催しないということがありましたので、現在この決算額で出ている96万円というような支払いで、となったという形になっております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしたら、同じ箇所、その上のその非常勤職員の報酬、法制執務に関する非常勤職員の報酬ということで、当初予算はやっぱり172万、それが127万の執行額。その差額についての御説明をお願いします。

○山形委員長 係長。

○佐藤行政係長 こちらにつきましては、非常勤職員の報酬ということで、行政不服委員会委員5名分という形で実績がありました。

こちらにつきましては、年度当初、回数をもう少し見込んであったんですけども、実際そういった行政不服として申立てが上がってきたのが1回しかございませんでしたので、1回分の計算というような形での金額で、当初予算額まで至らずに済んでいる、こういった形に。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

同じ項目で一番下の負担金のところで、平和首長会議メンバーというところで、予算上情報公開セミナーというのが予算計上されておりましたが、決算上できないということで、やっていないということによろしいんですか。

○山形委員長 係長。

○佐藤行政係長 委員おっしゃるとおりでございます。実際コロナの関係で様々な研修会などが中止となっている中で、こちらにつきましても同じような形で実施されなかったということの結果でございます。

○山形委員長 ほかにこの事業について関連する質疑をする委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、それ以外に質疑する委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」という人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」という人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」という人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認

定すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時18分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎財政課の審査

○山形委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

財政課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○広瀬財政課長 （議案第67号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 2ページの基金繰入金についてでござ

いますが、括弧して充当先がざっと書いてございますが、この充当先の各内訳の金額を出すための基準は何なのか説明してもらってよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○広瀬財政課長 それぞれこれ事業費がございまして、起債というか繰入金、各繰入金については、明確にどうか。

○山形委員長 係長。

○印南財政係長 事業費につきましては、この公共施設等有効活用基金の趣旨の目的に沿ったまず事業というところが大前提でございまして、その中に事業費、それぞれ例えばここでいう一番上に財産管理費に充当でというふうになってはいますが、財産管理費の公共施設等有効活用基金の趣旨のにつとった金額というものをまず定めまして、そこに特定財源、国庫補助金ですとか起債ですとかそういうものを抜いて残ったお金を10万単位で、分かりやすく10万単位で丸めて基金を充てさせていただいているというやり方を取らせていただいています。

○山形委員長 ほかに、この項で関連する質疑の方いらっしゃいますか、

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ページでいうと3ページの右下から市債、1項8目ですけれども、改めて聞くようなことになってしまうが、合併特例債、この合併特例債というものの、今回はこの金額なんですけれども、この使い方、目的というか使途の考え方で、合併特例債というものはこういうことに充てられるということの説明をちょっとしていただければ。

○山形委員長 課長。

○**広瀬財政課長** 合併特例債を充てるものについては、基本的に新市建設計画です。

合併する際につくりました新市建設計画、そこに計上されているものに充てることができるというふうにさせていただきます。

ただ、新市建設計画では、具体的な事業名は当然載ってなくて、このエリアについてはこのような整備を行っていくよというふうな記載のレベルになっていまして、そういったところで該当する事業については、合併特例債有利な起債になりますので、なるべく充てられるものは充てていくということでやっているものでございます。

○**山形委員長** 鈴木伸彦君。

○**鈴木（伸）委員** 合併特例債は金額が決まっていると思うんですね。今、こうやって使っていくと減っていくんですけども、特例債の使い方、計画性というのはあった中でこれから支出されて。

本当は庁舎あたり使えばなんて思っている市民も多いと思うんです。

だけど、これなんかは河川改修みたいな形で使ってしまうんですけども、この計画性にのって今回の支出に合っているとは言っているの合っていると思うんですけども、その計画的なところというのはどういうふうに特別債はなっているんですか。

○**山形委員長** 課長。

○**広瀬財政課長** 今、御指摘がございましたとおり、庁舎建設についても当然充てることを予定してございます。

発行限度額までまだまだ余裕があるものですから、新庁舎建設を見越しても十分まだ事業に充てられるというところで運用しているということでございます。

○**山形委員長** 同じ事業について、関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○**山形委員長** なければ、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○**山形委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○**山形委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○**山形委員長** 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○**山形委員長** ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○**山形委員長** 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○**山形委員長** 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○広瀬財政課長 (認定第1号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 市政報告書の69ページから70ページに書いてありまして、財産管理費のところなんですけれども、その中の賃借料のところなんです。

黒磯公共職業安定所用地83万4,600円が計上されているんですけれども、地代として恐らくお支払いしているのかなというふうに思うんですけれども、ちょっとその内容を知りたいんです。

まずハローワークって国の機関だと思うんですけれども、どこかの誰からかお借りして、その地代を市が負担しているということなんですか。

○山形委員長 課長補佐。

○相馬財政課長補佐 私、管財係長兼務の相馬と申します。私のほうからお答え申し上げます。

黒磯公共職業安定所用地については、市のほうで民間のほうから土地を借りて、それを市が今度、栃木労働局、国のほうに土地をお貸ししているという状態です。

民間の方、共墾社にお住まいの個人の方でございまして、そちらのほうからこの83万円4,600円という金額で借りています。面積については、1,349.71平米でございまして、契約の期間として平成19年の4月から令和8年度末までというような契約でございまして。

現時点での月額ですね、6万9,550円で借りて

いるということでございます。

国に対しては、同額をもって貸しているということでございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 その下の、県営黒磯住宅用地、それから、県営埼玉住宅用地(13件)というところなんですけれども、こちらのちょっと内容も教えていただけますか。

○山形委員長 課長補佐。

○相馬財政課長補佐 こちらにつきましても、民間から市のほうで借り上げて、それを今度は栃木県のほうにそれぞれ貸しているということでございます。

黒磯住宅用地については、1万7,407.72平米でございまして、現在の経過として平成31年度から令和10年度まで契約でございまして、月額48万8,460円ということでは借りております。

県営埼玉住宅については、13件ということなんですけれども、13棟ということではございまして、面積が合わせて6,794平米ということではございます。

こちら契約期間は平成20年度から令和2年度末まででございました。当時の月額賃料は18万4,525円ということではございます。

埼玉住宅地につきましても、令和2年度末をもって県のほうで施設のほうは取り壊して返還されたということで、3年度以降は賃貸借のほうはないというものでございます。

以上です。

〔「了解です」と言う人あり〕

○山形委員長 ほかに。

相馬委員。

○相馬委員 6ページの歳入の3款1項1目の利子割交付金についての説明がなかったんですが、これ財政課所管ではなかったんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○**広瀬財政課長** 財政課所管です。

○**山形委員長** 相馬委員。

○**相馬委員** そうしますと、ここに決算額1,190万という決算額になっておるんですが、ここに計算方法が割合のあれも載っているんですが、当初予算額が500万円ってなっているんですがその予算額と計算方法が決まっているのであれば、もうちょっと近い数字になるのかなと思ったんですが、この600万の乖離は何なんでしょう。

○**山形委員長** 課長。

○**広瀬財政課長** 基本的に予算を組むときには、予算割れしないようになるべくあまり高いところで見積もっても正直難しいところがございます。

この利子割交付金については、金融機関から利子の支払いを受ける際に課される税ということになってございまして、利子課税20%、それから、20%のうち所得税が15%、それから利子割5%という形で合わせて20%徴収される。その一部が県民税の収入率の割合で県から申告されるというような内容になりますけれども、なかなか基本的にはその増額になった理由としては、満期になったものが多かったということで、このような形で利子割交付金がたくさん来たということになりまして、正直どれぐらい伸びるかというところが読み難いところがありますので、当初予算でやっぱり例年と比較してというところで。そんなところから。

○**山形委員長** 相馬委員。

○**相馬委員** そうしますと、この1,190万は、令和元年の決算額と比較するとどうなんでしょう。

○**山形委員長** 課長。

○**広瀬財政課長** 令和元年度と比較しまして、214万4,000円の増ということになってございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○**山形委員長** ほかに、この事業について関連する

質疑がある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○**山形委員長** なければ、ほかの事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○**相馬委員** 170ページの4款1項1目のサーマルカメラ、庁舎のところのサーマルカメラなんですが、これ歳出しているんですが、これ寄附があったという説明が議場であったような気がするんですが、それとはまた違うんですか。

○**山形委員長** 課長。

○**広瀬財政課長** この庁舎のサーマルカメラについては、寄附とは別で購入したものになります。すみません。

○**山形委員長** 課長。

○**広瀬財政課長** ごめんなさい、少し訂正します。黒磯の庁舎の寄附でした。西那須野庁舎のやつを購入したんです。

〔「そういうことか、勘違いした」と言う人あり〕

○**山形委員長** では、ほかに関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○**山形委員長** なければ、そのほか質疑する委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○**山形委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○**山形委員長** ないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑を終了したいと思います、異議ないですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎契約検査課の審査

○山形委員長 ただいまから契約検査課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

契約検査課については、総務企画常任及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、

審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○浅賀契約検査課長 （認定第1号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 71ページの1項7目契約管理費の入札契約なのですが、先ほど説明では前年対比でそんなに変わりありませんというような説明だったかと思うのですが、令和2年の当初予算のときの説明では、新規事業として電子入札システムの契約管理システムのデータ等を作成するためということ、ここで688万9,000円の予算計上をしたところでございますが、この委託料のところは今回340万ということで、約半分で済んでいるということになっておりますが、その予算とこの決算の違い、これの説明をお願いいたします。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 こちらにつきましては、プロポーザルで入札システムを、切替えを行ったところでございますけれども、プロポーザルを実施した結果、契約金額が安くなったと、低価格になったということで、補正予算におきまして334万9,000円の委託料を減しているというふうなところでございます。

○山形委員長 ほかに関連する質疑をする委員の方、

いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 71ページの下のほうなんですけれども、指名停止措置状況という欄があるんですけども、ちょっと、多少驚きながら見ていたんですけども、贈賄それから不正または不誠実な行為というものがあるんですが、これは説明いただけますかね。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 それでは、令和2年度の指名停止措置状況について、説明できる範囲で説明させていただきますと思います。

まず、贈賄につきましては、全国的な事例といますか、他県の事例でございます。見ますと、大分県の事例でございますけれども、大分の建設会社の当時取締役が、別府市発注における建設工事の入札に当たりまして、同市の職員に現金を渡したということで逮捕されたというふうな事案がございまして、そちらの案件に対しまして、本市の指名参加名簿にあるというところで、指名停止を行ったというふうなところでございます。

次に、不正または不誠実な行為についてであります。まず1点目としまして、市内の建設会社及び同社の前取締役が、平成26年8月から29年7月までの3か年におきまして、架空の外注費を計上するというので、所得を隠して法人税及び地方法人税を脱税したということで、宇都宮地方検察庁に起訴されたというふうな事案でございます。

2件目につきまして、こちらは本市が令和2年度に入札を執行しました業務委託におきまして、落札したにもかかわらず、同日中に契約辞退届を提出して契約の締結を阻んだというふうなものでございます。

なお、辞退の理由としましては、当該案件、履行期間が3年分の総額を書くというふうな入札で

ございましたが、誤って1年分の金額を書いてしまったというところで入札契約を辞退というふうな形で、そちらに対しての指名停止というところでございます。

以上でございます。

○山形委員長 ほかに関連する質疑の委員の方、いらっしゃいますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 関連なんですけれども、その下の表に電子入札執行状況という表がありまして、建設工事153件、コンサルタント業務委託77件、計230件が電子入札によって執行されたという表になっていると思いますけれども、不調になった件数など分かれば、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 電子入札における不調の状況というふうなことでございますけれども、電子入札以外でも、物品その他などにおきましても契約したりですとか、不調というものがございましては27件ほどございました。

また、それに併せまして、例えば建築工事と電気と機械、3本1つの建物で3つまとめたものに対して、建築工事が不調となった場合は、それと関連して電気と機械につきましては入札を中止というふうな形にしますので、そういった形で工事を中止にしたものが7件ほどございました。

また、それ以外に契約辞退のものは先ほど説明したとおりでございます。

以上でございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 そうすると、230分の27件プラス7件で、辞退があった件数という見方でよろしいんですか。あくまでもこれは執行されたので、契

約が結べて不調になっていないものの件数という見方でよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 今説明しました件数は、その下の450件に該当するものでございまして、不調になったものにつきましても、再度入札を行う等で契約はしておりますので、405が分母となるというふうなところでございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 先ほど不調になった件数、率直に申し上げて結構多いなというふうに感じました。不調になった理由など、分かる範囲で把握はされていますか。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 不調になった原因、要因でございすけれども、まず入札に応札、入札参加者がいなかったというものが全部で16件ほどございます。それ以外のものにつきましては、予定価格を超過しての入札というふうな形でございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 原因は先ほどおっしゃったとおりだというふうに思いますけれども、執行する側として、先ほど超過する、予定価格より超過ということは予定価格より高過ぎて取れなかったということだから、価格が安かったわけだね。安いというふうに業者さんが感じたから、予定価格が、入札する業者さんが市が示している予定価格に対して高かったということですよ。業者の入札した価格のほうが高かったんで執行できなかった、不調になってしまったということですよ。それが何件と言っていましたっけ。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 失礼いたしました。もう一度説明いたします。

不調になった案件が全部で27件ほどあります。

そのうち、参加者がいなかった入札が16件でございますのでというところで、11件につきまして予定価格の超過ということでございます。

ただ、こちらにつきましては、建設工事につきましては予定価格を示して公表しておりますので、建設工事については、予定価格超過というよりは応札者がいなくなるというものが形でございまして、この業務委託ですとか物品の場合は予定価格を事前に公表しておりませんので、そちらが予定価格超過になるといったようなものでございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 いろいろな形で不調になっている場合あると思うんですけども、そういった価格であったり、そういったものの調査というのは当然、積算システム入れているのでされているというか、そういうふうに行っているんだと思うんですけども、かなりその市場価格と差があるんだと思うんです。

市としては、こういったことが不調につながっているんだというふうに感じておられるのかな、どうなのかなとは思いますが、どのように思っておりますか。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 工事などにつきまして、県、国から示されている単価及び歩掛、積算する方法ですけれども、それが示されているものにつきましては、適正なものであるというふうに認識しております。

また、そういった単価、積算方法が示されていないものにつきましては、前年度の当初予算要求時に各担当課において見積りを各業者から取得しているところではあるかと思っておりますけれども、その際の見積りがあまり、半年、1年たった中で適正なままであるかどうかというところは1つ問題なのかなと思っておりますのと、あともう一件は、その際

の見積りが例えば現行業者から取った場合は、安価、安めに提出される可能性があるのかなど、そういうところで複数からの予算要求時でも複数の見積りがひよっとしたら必要ではないかというふうなところの考えもしております。

以上でございます。

○中里副委員長 これ以上言っちゃうと、あと考えるのが予算みたいになっちゃうので、取りあえず、以上です。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 関連して聞きます。

不調になる中で、16件がこの応札者がいなかったということ、今ございました。その応札なかったものを土木、建築ちょっと分けて内容をちょっとお聞かせください。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 それでは、応札者がなかった案件でございますけれども、土木と建築にまでは手元に資料分かれておりません。土木と建築って。

○中村委員 土木と建築とあとほかに業種でもあれば何でもいいです。

○山形委員長 16件の内訳でよろしいんですね。

○中村委員 そうです。

○山形委員長 それがどういうふうな件数かというふうな項目だと思うんですが。

課長。

○浅賀契約検査課長 16件の内訳でございますけれども、建築工事につきましては、稲村小学校の学童建築の1件となっております。それに建築関係としまして、機械設備関係がエアコンの設置等で2工事ほどございます。

それ以外につきましては、土木関係と下水道関係の工事というふうな形になってございます。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、大型物件では建築の学

童保育1件ということでございますけれども、それに対する親子関係で設備関係だと思いますが、結構こうしますと数では土木工事、下水工事が多いということでございまして、そういったものに対して不調がありますと、これもう一回、再入札をかけますと日にちを要するかと思います。

それによって、積算の見直しをしたのか、そして何もしないでもう一回、それを再入札をかけているのかをちょっとお聞かせください。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 不調になった案件につきましては、一度、担当課のほうに設計書が適正であるかどうかの確認を行っていただいております。

適正であると認められた場合につきましては、指名のランクを広げまして、再度入札を行っているようなところでございます。

以上です。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 その結果、再入札をして、そのような形の中でそれぞれに入札が執行されているという運びで考えると、こういうふうにして入札は終了されていると、それで契約になっているという形の中で進んでいるかどうかの確認させてください。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 1回目の入札の後、指名替えをしまして、再度入札をして、2回目でも不調だったものにつきましては、不落随契ということで随意契約の相手方を探して随意契約をしていくというようところでございます。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 そうすることによりまして、かなりの日数を要しているということでございますので、それが果たしてその執行状況の中で工期等々に対して何ら問題なかったのかどうかをちょっと確認します。

○山形委員長 課長。

[「ありません」と言う人あり]

○浅賀契約検査課長 工期につきましては、年度当初、発注スケジュールを基に早めの発注を各課にお願いしているところであります。

また、標準工期が確保できないような発注はしないようにということでお願いをしているところでもありますので、工期については確保できている。

また、工期が確保できないようなものにつきましては、今では12月議会での繰越しの手続が可能となっておりますので、繰越しを前提とした発注ということもお願いしているところであります。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 るる苦勞されていることは十二分に分かりました。

努力していただければと思っておりますが、最近の入札状況を見ますと、不調、新聞で発表になりますんで見ておきますと、不調が結構出ておきますんで、そういった経験を生かして不調になった場合に、業務の執行の状況が遅れることないように円滑にやっただけでなく、なにかいけませんが、このように十何年も毎年出るという不調を考えますと、やはり契約検査課としても何らかの対策を立てていかなければいけないと思いますが、この件についてどう思われますか。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 不調になった経緯といいますか、応札者がいなかったものにつきましてヒアリング等を行うと、金額面だけではなくて工期が難しいですとか、資材の納入が難しいといったところもございまして、事前に市場調査であるとか、適正な契約工期の設定に努めてまいりたいと思っておりますか、そういったお願いをしていきたいというふうに思っております。

○山形委員長 ほかに関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の方、いらっしゃいますか。

中村委員。

○中村委員 次に、72ページなんですけど、設計審査、工事検査状況の中で、工事検査実績の中で中間検査、これ29件行っておりますね。2年度は。この中間検査をやるための条件は何なんでしょう。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 中間検査につきましては、当初請負額、契約額が3,000万円を超え、かつ工期が150日以上のものについて行うとしております。

また、前年度64点、工事の成績、評定でございますけれども、64点以下となったものと低入札価格で契約したものにつきましては、低入札価格で契約した案件から2か年間は中間検査を行うというふうな形にしております。

以上です。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 その中で、3,000万円以上とか、150日以上の工期という方は、これは必要条件の中で入っているから当たり前だと思いますが、この点数の低い人とか低価格、低入で落札された方は必ずこの中間検査を受けるということは契約上決まっているわけでございますか。

○山形委員長 課長。

○浅賀契約検査課長 低入価格及び点数が低かったものということでございますけれども、まず点数が低かったものにつきましては、中間検査を行って工事の中間期における安全管理ですとか、書類の作成ですとか、そういったものをきちんと確認することによって最終的な点数アップを狙うといったものでございます。

また、低入札価格での契約のものにつきましては、その低入札価格で契約をしたものにつ

ては、きちんと安全対策等を行うとしましても、その先、次の工事、その次の次の工事で手抜きじゃないですけども、安全面でよろそかになったりとか、計画面で無理があるというふうなことが起きる可能性も想定されますので、そういったところできちんと適正な工事、安全が確保されるような工事を施工していただくために中間検査を行っているふうな形にさせていただきます。

○中村委員 了解しました。

○山形委員長 ほかに関連する質疑の委員の方、いらっしゃるでしょうか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の方、いらっしゃるでしょうか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定す

べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

契約検査課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時07分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎課税課・収税課の審査

○山形委員長 これまでは1つの所管ごとに審査してまいりましたが、課税課と収税課につきましては、決算認定案件の審査をする上で関連がありますので、2課同時に審査することといたします。

それでは、ただいまから課税課・収税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○秋元課税課長 (議案第77号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 PCR検査のほう、税込で賄えるということを伺いました。実際、その税込額はどのくらいを見込んでいるのか伺いたします。

○山形委員長 課税課長。

○秋元課税課長 この後、改めてまた補正予算の御提案の際に詳しく御説明を申し上げたいと思いますが、現在のところ、9月入湯分までの税込で、引上げ分のみで1,100万円ほどの税込を見込んでいるところでございます。

○中里副委員長 了解しました。

○山形委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第77号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課税課長。

○秋元課税課長 (議案第67号について説明。)

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 (議案第67号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 6ページの収税徴収費、使用料、インターネット公費システム100万円なんですけれども、これは年度末までという認識でよろしいんですか。

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 そのとおりでございます。

○中里副委員長 了解しました。

○山形委員長 同じ事業について関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いします。
課税課長。

○秋元課税課長 （認定第1号について説明。）

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 （認定第1号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

105ページから106ページの市税徴収費関係についてちょっとお伺いいたします。

市の方では、いろいろ、口座振替のほかにコンビニ収納サービスであったり、クレジット収納サービス、いろいろなものを活用しながら、徴収率アップに努めているところなんですけれども、やはり、こういったところの経費も結構な額がかかっていると思うんですけれども、実際にこういったものを活用していて、徴収率アップにはつながっているのか。その辺の効果であったり成果というのは、どのように感じているのかお伺いいたします。

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 収納率の向上につきまして、やはり納付環境の整備というところは非常に大切だと思っております、これまで、窓口に来たりとかという形の納付でしかなかったところが、こういったクレジットであったりとか、スマホの納付を整備することで、24時間どこでもいつでも納めることができるというところは、非常に収納率の向上には貢献しているのかなというふうには考えております。

以上です。

〔「了解です」と言う人あり〕

○山形委員長 関連して同じ場所で質疑する委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第2号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 次に、認定第2号 令和2年度那須

塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課税課長。

○秋元課税課長 (認定第2号について説明。)

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 (認定第2号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星委員。

○星委員 先ほどの372ページの1款2項1目のもう一度ちょっと説明お願いしたいんですけども、自動電話の催告の件なんですけど、すみません。

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 こちらにつきましては、自動電話催告、令和元年度まで実施しておりましたが、こちらが、県のほうの補助というか、それが廃止されて、あと、業者の撤退というところがありまして、一番大きな要因というのは業者の撤退というところがあるんですけども、この辺がありまして、新たに業者もあったんですが、かなり高額な業者でございまして、なかなか委託するの、費用対効果の面からもなかなか難しいのかなというところで、廃止したような経過でございます。以上です。

○山形委員長 星委員。

○星委員 では、たしか総務だったときに、このシステムが入ったことによって収税率がアップしたという説明を前に聞いたことがあったので、今、ちょっと気になってお聞きしたところなんですけど、なくなったということで、また新たな収税方法としては、その当時に比べると、多分、電子決済が、要はできるようになったというところは結構フォローができるのかなという部分では、どのように感じていらっしゃるのか。

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 どちらかといいますと、この自動電話催告もいい部分もあるんですが、なかなか電話番号を自動で登録してかけるというところで、かけ間違えであったりとか、あと、滞納者の方がだんだん慣れてきてしまって、着信を拒否されたりとか、なかなか費用面との、収納率のアップの中でいくと、ちょっと費用対効果がないのかなというところでは判断したところでございます。

以上です。

○山形委員長 ほかに、同じ事業について関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、そのほかの事業について質疑する委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案の

とおりの認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

◎認定第3号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 次に、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課税課長。

○秋元課税課長 (認定第3号について説明。)

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 (認定第3号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第4号の説明、質疑、討論、
採決

○山形委員長 次に、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課税課長。

○秋元課税課長 (認定第4号について説明。)

○山形委員長 収税課長。

○福田収税課長 (認定第4号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

課税課、収税課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時33分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎会計課の審査

○山形委員長 これより会計課の審査に入ります。
初めに、織田会計管理者から御挨拶をお願いします。

会計管理者。

○織田会計管理者 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

会計課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

会計管理者。

○織田会計管理者 (認定第1号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 69ページの1項5目のところなんですけれども、すみません、その前の68からに載っていますけれども、前年度と比較すると100万円ほど支出が上がっているということですよ。

それで、先ほど説明いただいた69ページのところだと、新規だとおっしゃっていたと思うんですけれども、386万8,000円何がしが新規で増えている、それから振込依頼人名の細分化、これは74万6,000円何がしで、すみません、その上の段の75万円がこの新規で、合わせると340万円ぐらいに

なると思うんですけども、そうすると100万円というのが増えているだけけれども、100万円しか出ていないということの違いを説明いただけますか。

○山形委員長 会計管理者。

○織田会計管理者 こちらにつきましては、説明の中で、今回計上されておきませんので、説明には至らなかったんですが、実は今、鈴木委員がおっしゃったように、新規分としましては約350万円程度増ということになるんですが、もともと会計課事務推進費という中に、要は会計年度任用職員分、こちらの賃金が令和元年度に計上されております。令和2年度につきましては、総務課所管の予算ということになりましたので、こちらについて232万4,332円、これは令和元年度の決算額ですが、約240万円ほど減となるとということで差引き109万9,393円程度になってくるというものになります。

○山形委員長 ほかに関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの事業について質疑をする委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

会計課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時47分

○山形委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎議会事務局の審査

○山形委員長 ただいまから議会事務局の審査に入ります。

初めに、増田局長から御挨拶をお願いします。

事務局長。

○増田事務局長 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

議会事務局については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員

会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○渡邊議事課長 (議案第67号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本はるひ委員。

○山本委員 今のところなんですけれども、1つは、議長室用バックボードって、そういうもののイメージでよろしいんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○渡邊議事課長 イメージはそうです。ああいった形のものになります。ただ、あれちょっと布でできているものかと思うんですが、あとその辺は、元にあったこれの前にあった木といいますか、あっちのイメージで考えているところでございます。

○山形委員長 山本はるひ委員。

○山本委員 この15万3,000円の中には、デザイン料とか、そういうものがみんな入っていて、どなたかにそれを頼むんですか。

○山形委員長 課長。

○渡邊議事課長 見積りとしては、そうですね。ごめんなさい、先ほどこの話でちょっと訂正させてもらいまして、ベースはアルミでちょっと考えているということです。

そうすると、デザイン費等も入った中での今回の金額というふうになってございます。

○山形委員長 ほかに同じ事業について、関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今、説明なかったですね、ちょっともし説明あったらごめんなさい。職員給与費が減額になっているのは、これ補正でどういう。

○山形委員長 課長。

○渡邊議事課長 職員給与費のほうは、総務のほうにはなってくるかと思いますが、人事異動に伴う件ということになっていたと思います。

○鈴木（伸）委員 調整案ね。

○渡邊課長 はい。

○鈴木（伸）委員 了解です。

○山形委員長 ほかに質疑のある方。

山本はるひ委員。

○山本委員 先ほどのところの下のところなんですが、委員会分のインターネット配信システムを12月と3月分ということは、つまりコロナの影響がここまであって、委員会を議場で開くということを決めているということですか。

○山形委員長 課長。

○渡邊議事課長 昨年度も何度か議場でやっていたと思いますが、正式には決まっていな中で、コロナ対策ということでやって、中継していたところかと思うんですが、本年度に入りまして、議運の中でですか、正式に委員会中継を今後していくというようなことが決定になりましたので、それに伴いまして、今後の分について改めて補正に加えさせてもらったというところです。

○山形委員長 山本はるひ委員。

○山本委員 多分、収まらないのだろうと思うんですが、万が一コロナが収まって、普通どおりにこういうところでやらなくてもいいという状態になったときにでも、この議場でやるということはやっていこうと思っていらっしゃるんですか。

○山形委員長 課長。

○渡邊議事課長 そちらは、今回のところでは、議運の中でコロナということではなく、中継を今後していくというようなことで決まったというふうに聞いております。

○山形委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○渡邊議事課長 (認定第1号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。大丈夫でしょうか。ないですね。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議会事務局の所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時10分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎散会の宣告

○山形委員長 本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

総務企画常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

令和3年9月15日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	山形 紀弘	副委員 長	中里 康寛
委員	鈴木 秀信	委員	星 宏子
委員	相馬 剛	委員	鈴木 伸彦
委員	中村 芳隆	委員	山本 はるひ
委員	玉野 宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

副市長	渡邊 和明	政策審議監	廣島 敬
西那須野支所長	久留生 利美	総務税務課長兼総務係長	佐藤 和穂
総務税務課主幹	大森 美香	税務係長	大島 正之
市民福祉課長	齋藤 芳子	市民福祉課長補佐兼生活環境係長	岡 孝子
福祉係長	稲垣 哲子	国民年金係長	三山 真奈美
市民戸籍係長	高久 初美	産業観光建設課長	小平 裕二
産業観光建設課長補佐兼農林係長	武藤 泰治	商工観光係長	松本 英治
建設係長	大武 宗一	塩原支所長	八木 沢信憲
総務福祉課長	臼井 孝行	総務福祉課長補佐兼総務税務係長	渡邊 静雄
箒根出張所長	織田 康	産業観光建設課長	鈴木 幸治
産業観光建設課長補佐兼建設係長	宇山 雅人	農林係長	生井 龍介
観光商工係長	増山 博久		

出席議会議務局職員

書 記 飯 泉 祐 司

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[政策推進局]

・局長挨拶

決算審査特別委員会（第一分科会）

・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[塩原支所]

・塩原支所長挨拶

[総務福祉課]

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

・議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

[西那須野支所]

・西那須野支所長挨拶

[総務税務課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[市民福祉課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

・認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○山形委員長 皆さん、おはようございます。

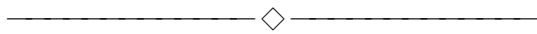
聞こえますか、聞こえる方は一応、手振っていただけますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。

今日はZ o o mの委員会ということで、大変だと思いますが、昨日の注意点を守っていただき、ぜひスムーズな進行を御協力お願い申し上げます。

それでは、散会前に引き続き総務企画常任委員会を再開します。

それでは、次第により本日の審査に入ります。



◎戦略推進局の審査

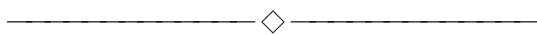
○山形委員長 これより戦略推進局の審査に入ります。

初めに、渡邊副市長から御挨拶をお願いします。
副市長。

○渡邊副市長 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

戦略推進局については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○廣島政策審議監 (認定第1号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 説明ありがとうございました。

当初の予算に比べて結局、ウェブ会議、ウェブ研修等になったためにということで、半分ぐらいの決算になったというような御説明でございますが、旅費等が計上されているんですが、そうしますと、これは講師さんの旅費とかそういったものなんでしょうか。

○廣島政策審議監 御回答申し上げます。

講師の謝礼に関しては、1の報償金のほうの17万5,000円でございます。

2の普通旅費に関しては、緊急事態宣言がある前には、何回か東京には出張をしております。ここに関しては、ワーケーションの視察もありますし、前半のブリヂストン跡地のいろいろ調整等もございましたので、そこに関して東京の出張も幾つかございます。これが出張費として29万4,900円でございます。

○山形委員長 分かりました。

ほかに質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

すみません、申し訳ございません。

中里副委員長。

○中里副委員長 私のほうから1点だけ。

報償金の部分なんですけれども、講演会、それから勉強会、これは何回開催されたのかお伺いたします。

○山形委員長 戦略推進監。

○廣島政策審議監 お答えします。

計2回開催しております。1つは、テレワーク

の勉強会ということで、軽井沢のテレワークの副協会長を招いて、いろいろ勉強会をやっているというのが1つ目。2つ目は、まちづくりということで、まちづくりの開発のディスカッションということで、講師を招いて行っている、この2回実施しております。この2回とも市長、副市長、お二人ともやっていますし、関連部局を交えて長時間ディスカッションをさせていただきました。

以上でございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 了解しました。

17万5,000円の内訳を教えてくださいよろしいですか。

○広島政策審議監 17万5,000円に関しましては、謝礼が、1回目が6万円です。2回目が11万5,000円です。これは複数名講師が来ていますし、宿泊費も伴っておりますので、こういった形になっております。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 49万7,000円ということなんですけれども、1年間やった成果というか、そういったことをざっくりと報告いただけますか。

○広島政策審議監 よろしいですか。

○山形委員長 はい……

○広島政策審議監 これ監査のときにも聞かれましたけれども、皆さんいろいろ誤解があって、我々戦略推進局というのは、各部局が担当している部局のプロジェクトもしくは事業を推進していくということでございます。昨年度と今仕掛かりのもの、併せて御説明したほうが良いと思うので、御説明させていただきます。

昨年度に関しては、大きく言って3つやっております。1つは、まず環境グリーンプロジェクト

の推進ということですね。これは今亀井副市長が戦略推進局員でございましたので、気候変動局、推進局と連動しまして、環境部員のプロジェクトの推進をやったというのが1つでございます。で、もう手離れをして、亀井副市長が副市長に昇進されたということで、今に至っております。

2番目は、コロナの対策基準。要は、北那須モデルですね。北那須モデルも戦略推進局が中心となって、保健福祉部とともにモデルの策定を行いました。ただ、今現在、御存じのとおり、緊急事態宣言等発生していますので、北那須モデルというよりは、国全体の緊急事態宣言のモデル、もしくは県のモデルというのに沿った形で、今対応を取っているというのが現状でございます。

3つ目は、コロナ禍における観光の在り方ということで、商工観光課とともに市長の大きな3つの方針ですね、だから、市民と事業者、そして観光業者、観光客に対する合意形成ということで、PCRに対する取組ですとか、今議論されている入湯税の割当てとか、いろんなことのモデルの作成というものを推進させていただきました。

大きく言ってこの3つが昨年度の実績というのか、結果でございます。じゃ、今引き続き、去年から今年にかけて何をやっているのかということで、今、大きく4つやっております。

1つ目は、ベトナム、カントー市の協定締結に向けた人材交流支援ということで、なかなかこれも、ベトナムのほうは今第3波でかなり大打撃を受けておりますけれども、この外国の外征の交渉事というのは、つないでいかなければいけないので、1か月に1回ウェブ会議をやって、今後の取組に関しては模索している最中でございます。

2つ目は、前回、全協でお示しした分散型地域づくりの企画推進です。これは企画政策課とやり取りをしております。

3つ目でございますが、那須塩原市の駅前のまちづくりのビジョンがロードマップの策定推進ということで、これは周辺整備室が所管でございますが、そこに関する推進をやっております。

あと最後に、今日、下野にも載っていましたが、ふるさと納税の寄附金アップのための仕組み策定とそこの推進、これが一番大きく力を入れているところでございますが、市長の公約というか、目標であります10億円をできれば3年以内に突破しようということで、寄附金アップの仕組みの改革というものをやっております。

以上でございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 新しい4つ、話を伺って、市長が政策を立てる上で、市長の命に従ってやっているのかなという感じがしました。

それで、昨年度のその2つ目のところの北那須モデルというところは、今、前回、どのような取組をして、今とどういつながりがあるのか御説明いただけますかね。

○広島政策審議監 先ほどは御説明したつもりでございますが、再度御説明をさせていただきます。

北那須モデルに関しては、隣町の那須町、あと大田原という形で、どういった基準で対策を立てていくのかということ、3市町特有で基準を定めたこととございます。これはもう議員の方々に昨年度から何回もお示ししているのです、改めて御説明は省略させていただきます。

今回に関しましては、那須の北那須モデルというよりは、国としての方針がかっちりしましたし、県の方針がかっちりしましたので、そちらのほうを実質的には我々は指標として、コロナの対策をしているということでございます。はっきり言って、北那須モデルは形骸化しているというのが事実でございます。

以上です。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

ハンドサインをお願いします。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

戦略推進局の所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時27分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎塩原支所の審査

○山形委員長 これより塩原支所の審査に入ります。初めに、八木沢支所長から御挨拶をお願いします。支所長。

○八木沢塩原支所長 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

◇

◎総務福祉課の審査

○山形委員長 ただいまから総務福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

総務福祉課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、裁決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

なお、執行部の皆さん、Zoomでやっておりますので、簡潔に、また、ゆっくりしゃべっていただいて、挙手をする場合は手を上げて、指してから説明のほうをお願いします。

それでは、執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○臼井総務福祉課長 (議案第67号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 移転に関して地域からの要望ということの説明でございましたが、要望の内容はどういう内容だったのでしょうか。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 要望、消防分団を通しまして、毎年、地域からの要望を受け付けております。これは前年度にですね。通常ですと、前年度に要望を受けまして、それを受けて次の年に設計、委託の予算を決めまして、設計委託のほうをしまして、その次の年に工事というような流れでやらせていただいております。要望的には、やはり防火水槽が少ない、また消火栓が少ないというような地域からの要望を受けているということになります。

以上です。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

中村委員。

○中村委員 説明の中で、この防火槽、何立米の防火槽を新築、構築する予定なんですか。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 容量は、40立米となります。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 普通、40立米と申しますと、600万も700万もかかって今まで施工されていたと思うんですが、この工事費が215万5,000円というのは非常に安価ではないかと思うんですが、どのような方法でこれを施工されるのかをちょっとお聞きします。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 これは先ほど説明いたしました

たように、補正ですので追加分ということになります。当初予算には670万円ほど取っております、そこに工事費でいうと215万5,000円ということになりますので、トータルだと888万5,500円という数字になります。

○中村委員 了解しました。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

なければ、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

裁決

○山形委員長 それでは、ここで予算常任委員会第一分科会を決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替えます。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○臼井総務福祉課長 (認定第1号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 最後に説明いただいたページでいうと、282ページで、防火水槽整備事業というのがありましたけれども、この用地というのは正確に、細かくは説明受けていないんですけれども、個人の土地でよろしいですか、まず。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 消防団を通して要望を受けます。それはその地区によって違いますでしょうが、ほとんどの場合、民地というふうになります。提供いただける土地と、個人の土地ということになります。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 この土地は使用貸借、お金を払っているのか、払わないで無料でお借りをしているのかをお聞きしたいと思います。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 こちらのほうは、もちろん無償で今市のほうから賃借料、そういったものは払わないでというような内容で契約といたしますか、そういう話でやっております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 無償でということなのですからけれども、地主さんが一たび設置した後に移してくれということ、こういう金額かかってしまうんですけれども、これは過去の決算ですけれども、じゃ無償でということで、何か借りるときに条件みたいなものはあったんでしょうか、契約ですよ。契約か何か。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 もちろん借りるときには、契約書は交わしてはおります。今までの防水水槽かなりありますが、それを移設してくれというようなところは聞いてはございません。

以上です。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 じゃ、今回は珍しい事案だということ、理解してよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○臼井総務福祉課長 珍しいといいますか、いろいろなことがありまして、本来ですと今までの経過からしても、前年度にもうここだと決まればそこになるんですけれども、いろいろな要件がありまして、地権者の強い要望というのもありまして、移設ということになってしましまして、そこにいろんな支障物件があって工事費もかさんだというような状況になります。

○山形委員長 それでは、関連して質疑する委員の方いらっしゃいますか。

なければ、その他の事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務福祉課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

休憩 午前11時06分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎産業観光建設課の審査

○山形委員長 それでは、ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

産業観光建設課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、執行部の皆さん、Zoomでやられますので、ゆっくりしゃべっていただいて、挙手の上、私が指名しますので、その後しっかりと説明していただけるようよろしくお願いします。

それでは、議案の説明を簡潔にお願いします。

鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長（議案第67号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 次に、議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長（議案第71号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

星委員。

○星委員 上・中塩原温泉管理のこの施設なんですけど、たしか工事をやっていたかと思うんですけども、こちらのほうはもう終わって、今後はこれ以上の工事はなく、もう管理だけで済むということではなかったでしょうか。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 現在、昨年度から継続で工事を行っている二酸化炭素排出量削減の事業についての御質問かと思われませんが、上・中塩原温泉管理事業の中で、その工事につきましては、令和3年度も引き続き実施をしております。

以上です。

○山形委員長 星委員。

○星委員 この工事期間はもう決まっているんですか。やっぱりずっと継続して続けていくものになっていくんですか。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 本事業につきましては、令和2年3月19日の全員協議会の中でも御説明した内容でございますが、計画期間といたしまして、令和2年度から令和5年度までの4年間の事業計画になっております。工事自体は、令和2年、令和3年度の工事につきましては、一旦令和3年度で終了いたしますが、その後、また別の箇所の工事、CO₂削減のための工事を見込んでおりますので、令和5年度まで引き続き事業を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○山形委員長 星委員、大丈夫ですか。

○星委員 はい。

○山形委員長 ほかに関連する事業について質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 繰入金の減額についてなんですが、当初予算額とこの300万を減額するその理由を再度説明をお願いします。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 基金繰入金の下側の繰越金、令和2年度決算により令和2年度の歳入から歳出を引いた残りの金額を令和3年度に繰り越すものでございますが、この金額から、次のページ

の24ページの歳出、職員給与費及び市営温泉事業施設維持管理費のポンプ購入の金額を引いた金額が基金繰入金の額になりまして、温泉特別会計から温泉の基金のほうに繰り入れるものでございます。

以上です。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 要は前年度の繰越金が430万あってということで、歳出に160万、その差額がということなんですが、要するに繰越金を本来は繰入金に430万を全部入れるはずだったものが、歳出が生じるので、でも、300万減額するというのはどうということなんでしょうか。もう一度説明をお願いします。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 説明がちょっと分かりづらかったと思います。

当初予定しておりました繰入金の額から先ほど申し上げたような繰越金434万3,000円から9月補正で支出する職員給与費、市営温泉事業のポンプの購入費を差し引いた金額を結果302万8,000円を繰入金から減額するものでございます。

以上です。

○山形委員長 ほかに関連する質疑の委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います。異議ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したと思います。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

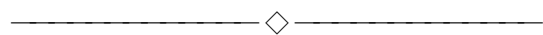
議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替えます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○山形委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

鈴木課長。

〔「委員長」と言う人あり〕

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 先ほどの補正予算について、その他はないんですか。

○山形委員長 相馬委員、その他は一番最後に設けてありますのでよろしく申し上げます。そちらのほうで。

それでは、説明よろしく申し上げます。

○鈴木産業観光建設課長 （認定第1号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、242ページ、塩原温泉華の湯管理事業費のその他損失補填金についてですが、この間議案質疑の際に、3年分の売上げを計算して、その平均で補填するということだったんですが、ここの施設の利用者数は1万8,114人になっていますが、どのぐらい来場者数は減ったものなんでしょうか。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 令和元年度の延べ利用人数は3万1,180人となりまして、令和2年度につきましては約1万3,000人の減となっております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、そうした人数の減が単純に3年間の平均を出すと800万だったという理解でよろしいんでしょうか。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 指定管理料の計算につきましては、利用者数の増減に影響はされるものの、実際に委託料の金額の平均ということで算出しておりますので、直接利用人数に結びつくものではないかと存じます。

説明は以上であります。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、令和元年度との比較で

1,098万9,000円ほど減額になっている、再度その少なくなっている理由の説明をもう一度お願いします。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 確認でございますが、塩原温泉華の湯の管理運営費の中で、昨年度との差額が……

○相馬委員 令和元年度が3,800万で、令和2年度が2,700万で、その差額が約1,098万9,000円とでているんですが。

○山形委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 全体の比較で1,098万9,650円の減というところでございますが、これにつきましては、当然ながら委託料の減、それから、大きなところで言いますと、委託料の減と新型コロナウイルス感染拡大に伴う損失補填の純増ということになるというところでございます。

以上です。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、仮にの話をすると、例えばこの損失補填がなかった場合には、さらにここから800万減ということになりますと、前年度比較すると約1,900万円の管理運営費で済むということになるということではないでしょうか。計上的には。いかがでしょうか。

○山形委員長 八木沢支所長。

○八木沢塩原支所長 補足で、私のほうから説明申し上げます。

華の湯だけじゃなくてほかの3にも該当するんですけども、基本的に利用料金制度にした段階でまず委託料が下がります。順調にコロナウイルス感染がなければ、この242ページの801万4,000円という補償がなくなりますので、この分は浮くという解釈、ただ、それ以外の消耗品は増額したり、いろいろ調整していますので、本来であれば

指定管理者が受けるべきものが、休館を市のほうで指示している分の補填になりますので、なければ基本的にはその分も浮いてくるという、大きな考え方としてはそんなイメージです。

以上です。

○相馬委員 すみません、了解しました。

○山形委員長 ありがとうございます。

ほかに関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

委員会の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

なお、ちょうど12時に、また委員会を再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 零時00分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、支所長から発言があります。

支所長。

○八木沢塩原支所長 すみません。

それでは、先ほど相馬委員からの質問で、再度ちょっと補足させていただきます。

華の湯の補償金が800万で、比較すると1,800ということの話の部分です。

実際には、委託料そのものも減額しております。中身というのは、休館によりまして、その分、稼働しなかった分の職員費、それから、光熱水費等、休館しない場合係る費用を休館の分を差し引いていますので、華の湯におきましては約400万ございます。これは、年度協定の中で、稼働しなかった分を引くよということで了解をもらって引いています。その分、売上金が当初予定していたものが減額になりますので、その利用料金は施設運営者が歳入に入れることになりますので、全体運営するのにその分を保証しないと運営できないということなので、整理しますと、職員費とか光熱費とか休んだ分は契約から引きますと、その代わり、利用料金制度で保証している売上金は補填します

という差っ引きになっていますので、そういう計算になりますので、単純に1,800万にはなりません。

以上でございます。

○山形委員長 相馬委員、よろしいですか。

○相馬委員 すみません。

◇

◎認定第5号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、次に、認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○鈴木産業観光建設課長 (認定第5号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが……

すみません。

相馬委員。

○相馬委員 ちょっと待ってください。今ちょっとページ探しています。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 421ページの上・中塩原温泉使用料の滞納繰越分についてなんです、これ令和2年度の決算なのであれなんです、令和2年12月に債権管理条例というものが制定されていると思うんですが、この調定額1,175万については、その条例の第11条、第12条に関わるものについては、細

かく金額の分類とかはできているものなんですか。

条例の施行は4月1日ということになりますので、もしかしたらできていないのかもしれませんが、その調定額については分類はできているのかどうか伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 上・中塩原温泉使用料滞納繰越分につきましては、台帳整理しております、それぞれ債権者ごとに滞納額を整理いたしまして、一覧表として管理いたしております。

以上です。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 その台帳では、いわゆる債権管理条例の11条、12条のそれぞれの項に関わるところまで分類できているのかどうか伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 暫時休憩お願いしたいんですが。

○山形委員長 ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時12分

○相馬委員 委員長、よろしいですか。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 よろしいですか。

○山形委員長 はい。

○相馬委員 すみません。所長、分類ができているかどうかで、金額までは結構ですので。

できていないようであれば、できていないで結構です。できているようであれば、その資料を後でいただければありがたいという、それだけです。

すみません。

○山形委員長 支所長。

大丈夫ですか。分類ができているか、できていないかというふうなところで相馬委員からお話があったんですが。

できていれば、その資料を後ほどというふうな形でもよろしいということですね、相馬委員。

○ 調定額等の の整理しかできていないので ちよっと。

○ 委員長。個別の……

○山形委員長 支所長、もう答えられますか。ちよっとお待ちください。すみません。

再開 午後 零時15分

○山形委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

支所長。

○八木沢塩原支所長 債務者ごとの個別の月とかそういうものは整理していますが、11条、12条までの分類までに至っておりませんので、それに基づいた整理を今後行いたいと考えております。よろしく願います。

○山形委員長 よろしいですか。

関連する質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、そのほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

産業観光建設課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 零時27分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

◎西那須野支所の審査

○山形委員長 これより西那須野支所の審査に入ります。

初めに、久留生支所長から御挨拶をお願いいた

します。

○久留生西那須野支所長 (挨拶)

○山形委員長 ありがとうございます。

◎総務税務課の審査

○山形委員長 ただいまから総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

総務税務課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

また、なお、Zoom会議ということで、説明のほうはゆっくりと、そして簡潔にお願いします。そして、手を挙げて挙手で指されてから説明、もしくは答弁のほうしっかりとお願いします。

それでは、議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤総務税務課長兼総務係長 (認定第1号について説明)

○山形委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務税務課の所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時50分

再開 午後 零時52分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎市民福祉課の審査

○山形委員長 ただいまから市民福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

市民福祉課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○齋藤市民福祉課長 （認定第1号について説明）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民福祉課の所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時58分

再開 午後 零時59分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

◇

◎産業観光建設課の審査

○山形委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

産業観光建設課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小平産業観光建設課長 （認定第1号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定す

べきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

産業観光建設課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎その他

○山形委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

じゃ、私から一つ、以前にもお話しさせていただいたんですが、テーマに沿って議会報告会を11月に行う予定でございます。この間うちのテーマとして指定管理者とまちづくりについて、那須塩原駅周辺でございますが、その2つ、どちらかという指定管理の方々の意見交換会はなかなかちょっと団体が見つからないということで、もしまちづくりのことにに関して意見交換会をできればということで、皆さんの委員の中で何か案があって、こういう団体とちょっと意見交換会をしたいというふうな案をこの場でちょっともしあれば言っていたきたいというふうなことが、一応皆さんに投げたところでございますが、皆さんのほう

で何か団体でこのようなところと意見交換会したいというふうな案がありますか。

相馬委員。

○相馬委員 前回の委員会のときにもお話ししたと思うんですが、宇都宮共和大学の学生さん、これについては、企画部で行っていただきましたビジョンの有識者会議の座長を務めていただきました、山島教授が座長を務めていただいたと思うんですが、そちらの学生さんとも意見交換会等ができればなというふうに思っております。

これにつきましては、前回といたしますか、昨年度宇都宮大学の学生さんと広聴広報でやった経緯があるんですが、宇都宮大学の学生さんはもともと工学部関係の学生さんだったところだと思います。

今回は、宇都宮共和大学は、都市経済学部というところの中にそういった地域活性化なんかを行っている学部、それから研究会等がございます、現在山島先生のゼミとしては、那須烏山市と道の駅の管理運営とかというところで意見交換会等もやっていると。そういう地域のまちづくりに関する様々な勉強をされている学部、それから研究会等もございまして、そういったところとも意見交換会ができるのであれば、私のほうで宇都宮共和大学のほうの事務のほうとお話は一定程度できておまして、皆さんの御了解がいただければ、この後山島教授及び須賀学長先生と、お話が決まれば打合せができるというような段取りのところまでは来ております。

以上です。

○山形委員長 ありがとうございます。

ほかに団体、こういう方の団体と意見交換会したい案がございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、今先ほど相馬委員が言っ

ていただいた宇都宮共和大学の方と11月にその辺
すり合わせして、できるような形というふうなこ
とで話を持っていってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 ありがとうございます。

じゃ、相馬委員、大変御足労をかけると思いま
すけれども、その辺でよろしいでしょうか。

○相馬委員 はい、分かりました。

そうしましたら、連絡を取った上、私と委員長
と一緒に御挨拶とそれから説明に行くというよう
な段取りになろうかと思えますので、場合によっ
ては議長も必要なのかもしれませんが、ちょっと
その辺は向こうと相談した上で、委員長と私とち
よっと説明とお願いに上がりたいと思えますので、
よろしく願いいたします。

○山形委員長 じゃ、大変ありがとうございます。

そのときは、ぜひよろしく願います。

あと、その議会報告会なんですけど、11月に予定
をしております。こちらはもう完全にオンライン
というふうな形で意見交換会を進めるわけで、団
体と一度、そして一般募集をかけてフリーの一般
市民の方に対しても、このまちづくりに関しても
もう1回議会報告会、意見交換会をやるというこ
とで計2回、うちの総務企画常任委員会では2回
開催するというふうなことで、一般市民の方々
には一応インターネットやホームページ、SNS、
そういったところから募集をかけて、日にちを決
めてやるというふうなことで、皆さんのほうには
御報告させていただきますので、よろしく願
います。

何かほかに皆さんのほうで、何かその他ござい
ますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 私のほうからちょっと補足をさせ
てください。

広聴広報委員会から第17回議会報告会について
正式に依頼がありました。今、正式に依頼があり
ましたので、班長である山形委員からいろいろお
話があったわけなんですけれども、ちょっと補足
をさせていただきます。

まず、開催についてなんですけれども、各常任
委員会による3班体制で行います。それで全てオ
ンラインで開催となります。開催の期間なんです
けれども、11月1日から24日の間で、各常任委員
会2回開催することとなりました。先ほど説明あ
りましたけれども、まず1回は各種団体と、それ
からもう1つは先ほど委員長が言っていましたけ
れども、一般市民からの参加型ということで、各
常任委員会2回行うこととなりました。

議会報告会のほうの報告のほうについては、広
聴広報委員会で動画を配信して、それを議会報告
といたしますので、オンラインで行う意見交換と
いうことについては、完全に意見交換のみとなり
ます。議会報告会も少しはやりませけれども、本
当に短時間で済ませるような形で、ほとんど2時
間をオンラインでの意見交換会に充てます。

それで、9月24日までに参加団体と意見交換の
テーマ、それから相手方と意見交換を行う希望日
を広聴広報委員会にお知らせをしまして、報告を
しまして、それから日程を組むような形を取りた
いと思えますので、その点のところちょっと補足
させていただきました。

委員長、進行をお願いします。

○山形委員長 中里副委員長、すみません、補足し
ていただいてありがとうございます。

今回もZoomを使った議会報告会というこ
とで、この常任委員会全体でやってまいりますので、
皆さんの御協力よろしく願います。

その他で、皆さんのほうから何かございますか。
相馬委員。

○相馬委員 今の中里副委員長からの説明だと、9月24日までに相手方の全部、スケジュールから何から全部決めなくちゃならないということになりますので、宇都宮共和大学には話が決まったら、本会議終了後に御挨拶に行きますという話にはなっているんですが、そうすると27日が最終日なので、それ以降になってしまうんです。そうすると、24日までにというのは、スケジュール的に非常に厳しいということ、それが1点。

あともう1点は、先ほど完全オンラインというようなことがあったかと思うんですが、宇都宮共和大学側とこういうことがあるんでという話をしたときに、那須キャンパスに向かって行きますから、場合によっては那須キャンパスでできますよねという話はしていたので、完全オンラインになるというところの説明は、ごめんなさい、まだしていないので、すみません、その情報が分からなかったもので、今後ちょっとまず電話等で協議をさせていただいて、再度山形委員長のほうに御報告いたします。

以上です。

○山形委員長 相馬委員、すみません、ちょっとイレギュラーがありまして、その辺ちょっとまだ時期がちょっとあれなんですけど、連絡取りながら、ぜひ、すみません、御協力をお願いします。

それでは、その他で皆さんのほうから何かございませんか。

それで、私のほうから1つ、皆さんに、今日はちょっと時間が押してしまい、本来なら休憩を取るべきだったんですが、前回の決算の時間の内容を、ちょっと昨年度のですか、それを見たらそう時間もかからないのかなんていうふうな話もあって、ちょっと無理に押してしまい、ちょっと昼食のほうまで取られなく、休憩のほうにちょっと皆さんに御負担をかけて大変申し訳ございません

でした。今後気をつけていきますので、すみません、よろしくお願いします。

事務局から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○山形委員長 それでは、次第の3、その他を終了します。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○山形委員長 以上で、今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

閉会 午後 1時18分